

第六十一回国会 参議院通信委員会 會議録第十五号

昭和四十四年五月八日(木曜日)
午後一時四十分開会

委員の異動

五月八日

辞任

沢田 実君
北條 浩君

補欠選任

浅井 亨君
上林繁次郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

永岡 光治君

委員

新谷寅三郎君
西村 尚治君
松平 勇雄君
鈴木 強君

植竹 春彦君
長田 裕二君
古池 信三君
郡 祐一君
白井 勇君
平井 太郎君
久保 等君
松本 賢一君
森 勝治君
浅井 亨君
上林繁次郎君
村尾 重雄君
青島 幸男君

国務大臣

郵政大臣

河本 敏夫君

政府委員

郵政政務次官
郵政大臣官房長

木村 睦男君
溝呂木 繁君

事務局側

電氣通信監理官
電氣通信監理官

柏木 輝彦君
浦川 親直君

説明員

日本電信電話公
社総裁

米沢 滋君

日本電信電話公
社総務理事

井田 勝造君

日本電信電話公
社営業局長

武田 輝雄君

日本電信電話公
社運用局長

好本 巧君

日本電信電話公
社計画局長

井上 俊雄君

日本電信電話公
社施設局長

北原 安定君

日本電信電話公
社経理局長

中山 公平君

本日の会議に付した案件

○公衆電氣通信法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(永岡光治君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。
本日、沢田実君、北條浩君が委員を辞任され、その補欠として浅井亨君、上林繁次郎君が選任されました。

○委員長(永岡光治君) 公衆電氣通信法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法律案に対し質疑のある方は順次御発言願います。
○上林繁次郎君 さっそく質問をさせていただきます。

公社に関する今回の法律案では、基本料金の修正による百四十六億の増収、そうしてまた市外通話料の値下げ等によって百四十六億、結局増減収ゼロと、こう言っているわけです。で、その算出根拠についてまず説明をしていただきたい、こういうふうに思います。

○説明員(武田輝雄君) まず基本料のほうでございますが、基本料につきましては、綴局ごとに加入者数がわかっておりますので、現在の料金と、新しく改定しようとしております料金との差額をこの加入者にかけてまして、半年で百四十六億を出したわけでございます。

それから減収のほうになります。百四十六億減収のうち、市外通話で減収になります分が百三十六億、残りの十億のうち四億が区域外に設置しております公衆電話の加算額の廃止、それから六億が特別加入区域における線路の附加使用料の廃止でございます。これは数がはつきりわかっておりますので出るのでございます。そこで残りの百三十六億の市外通話の減収でございますけれども、この中で手動通話につきましては交換証がございまして、各区間ごとにそれを集計いたしまして、値下げ額をそれにかけて減収額が出来ます。それから問題は自動即時でございますが、自動即時につきましては市外と市内分の利用度数が同一の度数計に算入されるわけでございますけれども、これは特別調査をいたさないといけないわけでございます。そこで公社といたしましては、毎四半期にA型局におきましてはローカル・ファースト・セクター、それからクロスオーバー局につきましては、発信トランクに連結をいたしました自動通話につきましては通話対地別にこれを捕捉いたしております。その統計資料に基づきまして、現在の変えようとしている距離別値下げ率

をかけた上で減収額を出した、こういうわけでございます。

○上林繁次郎君 次に移ります。

結局は、増減収はゼロである、こういうことです。で、そのゼロというのは、公社にとってゼロということなのか、国民大衆の側からいっても損得なし、こういうことなのか、その辺のところをまずはっきりしないといふのが、その辺のことか、こう思うわけですが、この点はどうか、いま申し上げましたように、プラス・マイナス・ゼロでございます。

加入者の方々にどうにかということになるわけでございますが、もちろん加入者の方々にそれそれ市外通話の利用態様が違っておると思ひます。したがって、市外通話、特に近距離の市外通話をたくさんおかけになる方にとつてみれば、今回の非常に有利に働きますし、また、近距離の市外通話の少ない方にとつては有利に働かない、こういうことになるかと思ひますけれども、平均的に公社、われわれがつかんでおります数字を申し上げさせていただきますと、住宅用加入者の平均、月収入が千六百三十四円でございます。現在、それが今回の基本料の改定並びに近距離市外通話料の改定によりまして、約十四ほど負担増になるのじゃないかと、こういうふうに考えますので、加入者にとりまして、平均的な加入者にとってはおおむねプラス・マイナス・ゼロだということになるというふうなことが言えるかと思ひます。

○上林繁次郎君 その問題については、またあとで伺いたいと思うのですが、度数料の七十三億、それから市外通話料五十二億、この値下げを事務用と住宅用に分けた場合に、どのような内訳になるのかわかりますか、度数料七十三億ですね、それから市外通話ですね、市外電話料が五十二

億、こういう内訳になっているわけですよ。で、この値下げを事務用と住宅用と、こう分けるわけですよ。その分けた場合に、その内容、いわゆる内訳はどういうような形になるのか、その点詳しく御説明願います。

○説明員(武田輝雄君) いまの度敷料を七十三億というふうにおっしゃいましたが、百三十六億のうち、この内訳を一応申し上げさせていただきますと、同一単位料金区域内において四十四億、隣接単位料金区域で八十七億、それから非隣接の料金単位区域の二十キロまでの区間内五億、こういう数字であります。予算上、自動即時は度敷料というふうにしてありますが、われわれといたしましては、今回自動即時につきましては、近距離は値下げをいたすわけでありまして、予算上度敷料と計上されているものの中から自動即時の料金を引っぱり出して計算いたしますと、百三十六億の内訳はいま申し上げたようなことになるわけでありまして。

そこでこの中で事務用が幾らか、住宅用が幾らかということですが、その額そのものにつきまして事務用、住宅用の分類を実はいたしておらないわけでありまして、ただ、平均いたしますと、大体住宅用の場合、市外通話で、百三十円ほど——一加入当たり、月百三十円ほどマイナスになります。

○上林繁次郎君 私はいま私が聞いたのは、ここにありませぬ、はつきり。おたくのほうから出ているのですから、度敷料(自即市外通話分)と、こうあるわけですよ。その下に3として市外電話料、こうあるわけですよ。その度敷料七十三億になっているわけですよ。それから市外電話料が五十二億になっているわけですよ。それを言っているわけですよ。ぼくは、その度敷料を事務用と住宅用に分けた場合には、どういふような割合というのか、内訳になるかというのを私は尋ねているのです。その辺の根拠ははつきりしない、ちよつとおかしくなつてくるのじゃないですか。

○説明員(武田輝雄君) 大体百三十六億のうち三

十二億ぐらいが住宅用の市外通話料の分でありまして。○上林繁次郎君 満足ではありませんけれども、次に行きましょう。

そこで私は問題になると思うんですが、市外通話料の値下げ、こうなっているわけですよ。その値下げは、現金で還元するというところではないので、秒数でこれを還元するというか、こういうような形になっているわけですね。その反面、いわゆる基本料が上がるというところは、これはもう一律というか、その地域によつては二百円のところもあれば、二百五十円のところもある、こういうわけですよ。そういうことですね。地域によつては基本料が違ふでしょう。で、その値上げ額ですね、値上げ額に達しない——営業の場合には考えられないけれども、一般家庭の場合には、たとえば基本料が上がつた二百円まで市外通話を使わないところだつて相当あると思う。それでなくつたつて公社のほうは一般家庭がふえ過ぎちゃつて困っているようなことを言っているわけなんです。それから、それでいふそういう面では赤字が出ているようなことを聞いているわけですが、で、家庭用というのには非常に使用率が少ない、ですから上がつた基本料まで市外通話をやらないという家庭が私は相当あると思うんですよ。その数をどのくらい公社は見積つておられるのか、あるにきまつていふから、その数をどのくらい見込んで今度のこの法律案を出してきたのか、こういうことなんです。

○説明員(武田輝雄君) おっしゃいますように、公社といたしましては、住宅用の加入者の月の収入を平均いたしまして千六百三十四円というふうに入試算をいたしております。その中で度敷料なしは市外通話料が約千五百七十円ほどでございます。この中で、近距離が占めます分を分計し、そして負担変動をいたしますと、先ほど申しましたように市外で百三十円ほどマイナスになるといふことでございます。これはもちろん平均的な加入

者でございますので、これよりも多い人、少ない人があるわけでございますが、少なくとも定額料金制局におきましては、今回定額使用料につきまして全然触れておらないわけでございます。近距離通話の値下げだけをまずしておるということでございます。それから、現在全国で四千三百局ほどございまして磁石式局の加入者は、今回の措置によつて値下げのほうだけを受けられるということになります。ここで度敷料制局とございまして、度敷料制局につきましても、平均的に申し上げればいまのようなことでございまして、もちろん一般の人がすべて同じように使つておられるわけはございませんので、この平均よりも、どのくらい加入者が下回つて、どのくらい加入者が上回つておるかというところは、ちよつとこの場ではつきり、資料を持ち合わせておりませんので申し上げられませんが、平均すればいまのようなことでございまして、御了承願いたいと思ひます。

○上林繁次郎君 あなたの言うことはわかるんですが、全然わからないわけじゃないんですよ。いま私が言ったのは、たとえば二百円の基本料が上がつると、そうしますと、この二百円の基本料が上がつて市外通話料は値下げになると、こういうことですね、私の言うのは、基本料金が二百円なら二百円上がつたその分まで平素市外通話をやらない家庭、そういう家庭が私は相当あるというふうに見ているわけですよ。そうしますと、いろいろ不公平が生じてくる、これが私の質問の一つのポイントになつてくるわけですが、その値上げまでも市外通話料が達しない、という家庭が相当あると思ひます。ですから、そういう家庭がどのくらいあるのかというのを公社は見込んでおられるのかということですよ。それは平均すれば百四十億対百四十六億でプラス・マイナス・ゼロである。それはそればんのの上ではそういうふうに出ますよ。だけれどもその実態、そのいわゆる法定によつてどのくらい国民大衆が利益を受けるか、あるいは損害を受けるか、そういったことも、私は一つの大きな問題点だろうと思ひます。そういう立

場から、いまのような質問をしているわけですが、その辺が明らかでないんですがね。わからないうんですか、そういう家庭がどのくらいあるか。

○説明員(武田輝雄君) 住宅用加入者につきまして、現在市外通話を二百円までしか使つておられない方の全体に占めます割合は二・〇三%でございます。

○上林繁次郎君 それは確かな数字ですか。どういふふうにして調べたんですか、それは。

○説明員(武田輝雄君) 公社といたしまして、加入者の収入状況というものを、級別・加入種類・利用種別・電話料金収入状況調査というものを行なつております。それによりましていまの数字をお答え申し上げた次第であります。

○上林繁次郎君 ちよつとややこしいですがね。まあいいでしょう。とにかくどれだけかあるということはあなた認めたわけですよ。そこで少なくとも法改正をするということは、それはこの法改正になれば、公社はプラス・マイナス・ゼロであるということである。いま話をしてみますと、あなたは二・何%とかいふふうに言つておりましたけれども、その数は、私あまりにいただけないですけれども、公社はプラス・マイナス・ゼロだ。いわゆる国民大衆にとつてみれば、これはプラス・マイナス・ゼロというわけにいかない。たとえどれだけでも負担がいままで以上にかかつてくるという家庭が出てくるということだけは間違ひがない、こう言えますね。それはあなた認めますか。

○説明員(武田輝雄君) おっしゃいますように、全体としてプラス・マイナス・ゼロでございますから、近距離の市外通話料を少ししか使つておらないという方々にとりましては、負担増になることはおっしゃるとおりでございます。しかしながら……。

○上林繁次郎君 そこまでいいですよ。○説明員(武田輝雄君) ちよつと補足させていただきますと、現在の基本料そのものが非常に安過ぎる、資本費用だけでも月二千六百円ほどかかつておるわけでございますが、それに対して、

基本料の平均額というものは七百円でござい
ます。特にいなかのほうの下級局になりますと、
一、二、三級局まではございませぬが、四級局が
二百七十円、三百四十円といったようにきわめて安
い額でございまして、やはりこれらの点も是正
をするというところが、今回一つの体系は正のねら
いでもございまして、そういうふうな点もある
程度お考えに入れていただきたい、こういうふう
に思うわけでございまして。

○上林繁次郎君　そういう私は考え方はおかしい
と思う。だからいま質問しているわけですよ。基
本料が安い、だから基本料を上げるのだ。それで
それが一部にしか寄せがなかったって、それはしよ
うがないのだというあなたの考え方は、私は公社
の立場にあって、そういう国民大衆を無視したよ
うな、利益を阻害するようなものの方でやら
れては、国民大衆はたまものじゃない。そこ
を、そういうでこぼこをなくしていくために、
もつとも検討していく余地があるのじゃない
か、こういう立場から質問しているわけですよ。
この問題だけでなく、税金の問題にしたら、非
常に不公平があるという中でいま盛んに問題に
なっておるわけですよ。そういう不公平をなくし
ていこうと、こういうことでしよう。この法律案の
参考資料にもありますね。電話の利用者の料金負
担の適正化を図るため、これはどういうわけなん
ですか。適正化をはかるのですよ、料金の。電話
の利用者の料金負担の適正化を図るため、こうい
うふうにいってあります。適正化じゃないじゃな
いのですか。そういうことに私はなと思うのです
よ。そこで、はつきりそういうふうにはへこむ人
が出てくるのだということをあなたのほうも認め
たわけだ。そこでそれではまずい、へこむ人が出
てくるのでは。そのくらいあたりまえだという考
え方はあなたは持っているのですか、どうなん
ですか。

○説明員(武田輝雄君)　現在の負担を変えないと
いうふうな御趣旨からすればおっしゃるとおりだ
と思いますが、ここに「利用者の料金負担の適正化
を図るため」というふうに書かれておりますが、こ
れはある程度受益者負担の原則にのっとった方向
に料金体系を改めていくという趣旨ではないかと
いうふうに私は了解しておるわけでございませ
ん。もちろん負担変動があつていいというものでは
ございませぬし、それを促進するのいいという
うなことはございませぬけれども、受益者負担の
原則に幾らかでも近づけていって、個々の加入
者の方々の負担の均等均衡をはかつていく、こう
いうふうな趣旨に御了解願いたいと思うわけで
ございまして。

○上林繁次郎君　あなたは受益者負担と言われ
ても、それは私もわかりますよ、受益者負担とい
うことはわかりますよ。わかるけれども、これが
全体にわたって受益者負担ということになるなら
ば私は何も言わないです。全般にわたってじゃな
いということなんです、私の言っていることは。
たとえ数は少なくても、いわゆるその基本料金が
上がることによっていままで以上に電話料を払わ
なければならぬ、そういう人たちが出てくるわ
けです。そういう人たちの問題をいま取り上げて
いるわけですよ、それをどうするか、そういう
へこんだ部分、多少はしょうがないのだという考
え方をあなたは持っているのかどうかということ
を聞いておるのです。それからまた次の質問に入
ってくるのですから。

○説明員(武田輝雄君)　電話をおつけいたしまし
た以上、使われても使われなくても基本的な要
経費があるわけでございまして、それをもしか
りに資本費用というものは、そういうものだと
いうふうに考えさせていたれば、月二千六百円は
使つても使わなくても公社として支出をしなけ
ばならぬ経費でございまして。したがって、基
本料は資本費として見合ふべき料金のもので思
いますので、できるだけそこに近づいていき
たいという気持ちがあるわけでございまして。し
かし、もちろんできるだけその際におきまして、
加入者の負担変動というものはできるだけ差のな
いようにいたしたいと思ひますけれども、同じ

加入者の方でありまして、月によつても差があ
ると思ひますので、非常に言いにくい言い方です
けれども、そういう性質の電話事業でございま
すから、いいというわけではございませぬけれど
も、やむを得ないものとしてお許し願ひたいと思
ひ次第でございまして。

○上林繁次郎君　またずいぶんやこしい言い方
ですよ。いいというわけにはいかないけれどもや
むを得ない、そんな話はないので、やはりはつき
りしなくちやいかんと思うのですよ、そういう点
を。あなた方が言っていることは、百四十六億の
基本料の値上げである、そのかわりに百四十六億
上がったその百四十六億は市外通話によつて、そ
の度敷料というのですか、それによつて還元する
のだ、だからプラス・マイナス・ゼロなんだ、こ
う言っているわけでしょう。そうすると値上げの
理由がもつともらしいようにそこに理由を置いて
いるわけですよ。プラス・マイナス・ゼロなど
と、公社はもうからないとこういっている。公社
がもうからないでプラス・マイナス・ゼロでいく
んだ、けれどもへこむ大衆があるじゃないか、そ
のへこむ大衆に対してはどう考えておるのだとい
うことをさつきも聞いておるのであつて、その点
について、あなたがあいまいな答弁をしたわけ
です。そこであなたがいま答弁の中にも言ったそ
ういったことをなるべく減らして、防いでいき
たい、こういうことをいま言いましたね。そこで
じゃ、どういう方法でそれを減らしていこうとい
う案をあなたは持っているか。はつきりしてい
るのですよ、たとえば二%なら二%、三%なら三%
というふうにはつきりしているのだから、それに
対してどう還元していくかということ。

○説明員(武田輝雄君)　料金改定をいたします場
合に、できるだけ負担の公平化をはかるというこ
とが料金体系として望ましいことだと思ひます
が、しかし、電話の場合におきましては、個々の
加入者が自由に市外通話を使われるわけであり
ますから、個々の加入者にこれだけの市外通話
を使つてくれ、これだけにとどめてくれとはなかな

か申し上げにくいわけでありまして、事実不可
なことではございまして、多く利用される方は得
をされまして、少なく利用される方は損をされる
というところが今回の改定によつて起こつてまい
りますが、しかし、額そのものがそう大きな額で
ないというふうな点も考えていただきまして、幾
らかでも受益者負担の適正化をはかるという方向
に近づけていくことをお認め願ひたい、こう思
うわけでございまして。

○上林繁次郎君　あなた、そういうことを言
ちやいけな。額は少ないから値上げをしてもい
いんだ、またし寄せはあつてもやむを得ないん
だという、そういうものの考え方でもって、あ
なた、公の立場に立つてやっていると申します
か。あなた、冗談ではないのですよ。それじゃ、
あなたのほうな考え方だつたら、国鉄運賃の値上
げだつて、何もわああ騒ぐことはない。いまの
貨幣価値からいへば、物価指数からいへばわず
かなものじゃないか、当事者がそういう考え方だ
つたら、何もかもみんな上がつちやうじやないで
すか。そういうあなたのほうな考え方は私は納得
できない。

で、さつきから言っているように、そういう
うにへこんでくる人がいるわけなんですから、そ
れをあなたがわずかな数である、わずかな額であ
る。あなたにとつてみればわずかな額かもしれ
ないけれども、上げられるほうにとつてみれば、い
いのですか、上げられるほうにとつてみれば、上
がるというものは、それはだれだつて好むもの
じゃないですよ。また、それがほかの物価にも影
響してくるというふうなものでしょうし、いろいろ
な問題が派生してくるというふうなこともいえる
わけだ。そこで、いわゆる国鉄運賃にしても、こ
の国鉄運賃だけだと、ほかのものは値上げしな
い、こういうことを言明しているのですよ。つと
め上げないという姿勢、そういう姿勢が私は大
事だと思ひます。だから、たとえ一部でもこれは
上がつたんだというものを与えてはならない、こ
う言いたいわけですよ。ですから、あなたもその
辺のところ

ははっきり認めているわけです。

それで、いずれにしても料金の、いまあなたが答えたその中で感ずることは、あなた方が言っていることは、料金の公平化ということに絶えず言って、考えてもいると思うのです。その料金がそうなるべくと、たとえ一部であっても、それは不公平化してくるんだ、こう言えますね、現実です。私は現実論を言っている。そろばんを言っているのじゃないのです。あなたのように、百四十六億に対して百四十六億引けばゼロだと、そういうそろばんを、算盤をこどもで言っているわけじゃないのです。現実にはこうじゃないかというのを私は話しているわけですよ。現実には即した態勢というものを私はつくっていく必要があるのではないかとこのことを言っているわけなんです。で、電話料金は、今度の改正によって私は絶対に不公平を生じている、こういうふうにもう断言する以外にないと思うのです。あなたはその辺について不公平ではないと、こう言うのか、不公平だと、こう思うのか、どうですか、変なことを聞くようだけれども。

○説明員(武田雄雄君) いまの現状をもとにして、上がり下がりがあるということになれば、おっしゃる通りに現状をもとにすれば差が出てくるわけでございますから、当然変動が生ずるわけでございます。したがって、不公平といえども不公平だと思えます。しかし、料金制度のあるべき姿ということからいいますれば、今回のように基本料の段階を少なくし、大局小局間の料金格差の縮小をはかっていく、幾らかでも水準を上げるといことは、全体の加入者の方々にとってみれば、受益者負担の公平化に近づけたということには言えるかと思うわけでございます。

○上林繁次郎君 それもあなた、全体的に総額にして、総なべにしてしまつて、それで論議しているのであつて、私が言っているのは、現実にはこういうクラスの人が出てくるじゃないかということなんです。だとするならば、だれが考えても、小学校にいつている子供さんに、こっちはこういふう

りな得をする人がいる、この人は損をするのだ、これは公平かと聞いたら、不公平ですと答えますよ。それをあなたが、ああでもない、こうでもないという理屈をつけて、私はいま現実論を言っているのです。それに對してあなたは、不公平といえど不公平であるという、そんな言い方でなくて、不公平なら不公平ですと、はっきり答えたらどうですか。

○説明員(米沢滋君) お答えいたします。

電電公社といたしまして、いろいろいま御指摘がございましたが、この基本料金につきましては、最初事務と住宅を同じ額にするという案を持っておたわけでありまして。しかし、それではやはり現在、住宅のほうが三割引きになっておりますので、もとより理論上は別になつております。度敷料というものがすでに別になつております。は、事務、住宅の基本料は同じであることが、むしろ理論的に筋が通つていふというように考えたわけですが、物価対策あるいは住宅の負担を減らすという意味におきまして、現在三割、住宅が事務より安くされておりますから、それを入れてどういう案になつておるわけでありまして、確かにいま御指摘がございましたように、これは非常に少ないけれども、そういうようにして、若干個人的な支出という面におきまして、ええ家庭もあるわけでありまして、三割下げたというところはお認め願ひたい、こう思ひます。

○上林繁次郎君 それも認めないわけではないですよ。だから私の聞いていることは、それは全然認めないということではないのです。そういうようにいふゆる合理的な料金であるということと前提としておる。いいですか、たとえば公衆電気通信法第一条にそういうふうにあるのです。料金というものは「合理的な料金」とある。私の口から言わせれば、そこにへこむ人が出てくるということ、それは、その人にとつてみれば合理的ではないといえるでしょう。どうですか。だからさつきから言っているように、そういう故意によつて一部

分の人が迷惑をこうむるということは、そんなことはやむを得ないのだと、こういうことならはつきりそういうふうに言ひなさい、總裁にしても大臣にしても。それをさつきから言つてゐるのです。そうすると、また話が今度は次に移るわけですから、それと、それを一生懸命あなた方は、自分の都合の都合のいいことだけ言つて、国民の側の都合の悪いことは一つも考えないで論じているところに、話の合わないところがあるわけですよ。私はあなたの方の立場でなくて、国民大衆の立場からいふ言つてゐるわけですよ。そういうへこむ人たちに對して、それじゃ今後どういふようないわゆる措置、へこむのですから、それをへこまないようになつていくべきである。これは改正しなさい、いけなさいということも言えないかと思ひます。その辺のところは納得できれば私はいいと思ひます。そのへこむ人、それに対しては、いわゆる料金の公平化という立場から、どういふようにその処置をしていくか、また、どういふ対策を今後考えておるか、そういうことを考えてなかつたでしよう、第一、聞かれるまでは。

○説明員(米沢滋君) 今回の案は、料金体系の合理化の一部を実施するというところであります。確かにまた全体といたしましては、公社としてやはり国民の立場というものを考えたつもりでございます。たとえば先ほど申し上げましたように、住宅用のものを三割下げたというものは、そういう一つの例でございます。確かにいま御指摘のありましたように個人の家庭の負担という点につきましては、これは私は地域的にだいぶ違つて、あるじやないかと思ひます。都市によりまして、あるいはまた農村等によりましていろいろ違つておる。また、確かにいま申し上げたような、個人負担というものがいままでよりもふえるという場所が出てくるというところは、確かに生じておると思ひます。これにつきましては、先ほど営業局長も答えましたけれども、まあ料金体系合理化という方向で一步進んでおるということで御理解願ひたいと、こういうふうに思ふ次第でございます。

○上林繁次郎君 理解ができないからいま質問しているんですよ。これは堂々めぐりになつちやつてゐるということですよ、もうすでに。ですから、これ以上とやかく言つてみてもどうにもならぬかもしれない。あなた方はあなたの方の立場に立つて盛んに、この点は認めてもらいたい、認めないとは言わない。だけれども、私の言っていることは、じゃ、認めるのか認めないのか。認めるならば、それに対して今後どういふような対策を持っておるか。いづゆる料金の公平化という立場から、公平じゃないんだから、だれが何と言つたつて公平じゃないんです。あなた方は、そのくらのことはしようがないんだという考え方があれば、これはまた別だ。ほんとうにあなたが国民大衆の味方として国民大衆の利益というものを考えて、この法案を提出したのだという立場ならば、その辺のところは、ああそういう面もあつたのか、じゃ、その点は何かとして、今後は正していかなければならない、こういう真摯な態度で臨むべきだと私は思ふ。その辺のいわゆる姿勢の問題を私いまこゝで聞いておるわけです。その点どうですか。

○説明員(米沢滋君) お答えいたします。基本料を改定いたしました際に、遠距離を下げるか近距離を下げるかという点が問題になつたのであります。やはり近距離のほうを下げるというほうが確かに、實際電話を使用する方に対して具体的に影響が少ないということにおいてやつたわけでありまして、いま御指摘の点につきまして、私もどういふふうにしたらいいか、具体的には確かにないわけでありまして、全体的な料金体系合理化の中でやはり将来考える必要があると、こういうふうには思ひますけれども、具体的にどうしたらいいかということとは私ども、いま提案をいたしません。

○上林繁次郎君 そこまで出てくれば、全然話がわからないというわけじゃないですけれども、それは当然私は考えていくべきである。料金の不公平というところは、こういうことだと思ふ。だから

当然、国民大衆の立場に立つてこの法案を提出したのだ、こういうことならば、その趣旨からいっても、目的からいっても、そういうへこむ分に対しては今後十分検討していくということ、これは当然のことであると、私は思うのです。それはまあ、あなたがはつきりそう検討をしていくということですから、その辺は了としましょう。

そこで私は、最後になりましたけれども、言っておきたいことは、したがって、現時点においては、そういうふうな不公平があるということは、これはいわゆる改正ということではなくて、かえってこれは一部の人にとつてみれば改悪である、こう言う以外にない、こう思うわけです。ですから、このあなたの方の申しました、何といひますか、いままで、十四級局というのですか、分かれていましたね。それを今度五段階に縮めようというわけでしょう。そういう問題については、私は、なるほど内容を見てそうあるべきだ、こう考えるわけです。で、それはけっこうです。だけれども、基本料を上げるという問題は、これはいふまでもなく、弊害がある。たとえ一部であつても弊害がある。ですから、もう一步検討をしていく余地がある。私から言わせれば、そう言わざるを得ない。したがって、基本料を上げるということ、それは上げるべきでない。この五段階に縮めるということは、それは大いにけっこうだと思ひます。だけれども、基本料を上げるということ、これはもう一步検討した上でもつてやらなければこれは少し早計である。言うならば時期尚早である、こう言わざるを得ない。私のいままで論じてきた点からいへば、です。ですから、基本料をこどもつて上げるということは、これはまずい。まあ、言うならば、市外通話について、これは金額での還元ではないけれども、たとえば五十秒を十秒延ばして一分にするという問題。この問題につきましても、そのサービスは大いにけっこうだと思ひます。だけれども、そういうことになりま

出てきたものは、もしそういうことになれば、基本料を上げない、そうして市外通話料はその時間の延長だけは加入者に与えて、その時間の延長を、それをふやすというそれだけでは公社のほうには百四十六億の赤字の上でいへば赤字になる。これもなかなかないへんだと思ひます。だからいまの段階では、そういう面はいじらない。いじらないで現行どおりでいいじゃないか、現行どおりで。そうして秒数もまける必要はない、現行どおりでいい、基本料はそのまま。ただし五段階にいわゆる縮小していくことは、これは確かに合理的だと思ひます。ですからそういうふうな点で、そういう点をもう一步私はあなたの方が考慮して、この問題を今後どうあるべきかというのを決定していくべきじゃないか、こういうふう

に考えるわけです。その点について、いわゆる總裁あるいは大臣どう考えますか。

○説明員(米沢滋君) 確かにこの基本料につきましては、先ほど営業局長が答えましたけれども、資本費用だけで月二千六百円かかるというわけございまして、公社としてはどちらかといひますと、この案は遠慮して出したというふうな考え方でおるわけでございます。しかし、まあ住宅用につきましても、すでに先ほどお答えいたしましたことが、事務用の三〇減というふうなことも考えておりますので、全体といたしまして、あまり一ぺんに体系合理化を進めておるわけではございませ

局長が答弁しておりますように、全体としてプラス・マイナスはない、こういう内容の改正でございますが、しかし電金の料金問題は、これで全部終わったわけではございませんので、将来さらに改正する場合には、負担の公正ということを期して十分注意してやっていきたいと思ひます。

○上林繁次郎君 さつきから話を聞いておると、何か口では国民大衆なんというのを言っておるけれども、何かやはり今度の改正の比重が何となく公社に置かれておると思ひます。公社のいわゆるはつきり言へば利益だ。そういうものにつながつていような感じがする。ほんとうからいへばプラス・マイナス・ゼロだったなら、そんなことはどうでもいいのだ、そりゃんの上からいうならば。そこでさつきから言っているように、私は少なくとも法改正をする以上は国民大衆に喜んでもらえる、そういういわゆる姿でなければならぬ、こういう立場からさつきから話をしているわけ、そうだとすれば、今度の法案は、たとえ一部といへども改正されることによってそのしわ寄せをされます大衆がおるのだということではまずい。いわゆる法改正の趣旨にのつたらないではないか、こう言いたいわけですね。そこでこれは現在まだまだ時期尚早、もう一步検討し直して、そして出直してこい、こう言いたいわけですね。

ういうような姿勢を私はとっていくべきである、こう思うわけです。

そこで、たとえば監査の問題にいたしまして、公社の場合は、監査という問題についてどういうようなやり方をやっているのですか。

○説明員(米沢滋君) お答えいたします。

ただいま御質問の中にございましたけれども、公社といたしまして、経営をできるだけ合理化いたしまして、非効率な点はできるだけ改めたいという点は、今後とも一そう努力いたしたいと思ひます。

それから監査につきましては、公社として内部的な監査をやるために監査局というものを設けてございまして、その監査局の中で、毎年監査方針というものを幹部会のほうで定めまして、それによつて、公社として自主的に監査をやるという制度が一つございまして。

それからもう一つは、経営委員会が監事というものを別個任命しております、これは二名おりますが、特別にこういう問題をやるということを経営委員会できまして、監事が監査をするということがございまして。

そのほか外部的には、行政管理庁なりあるいは会計検査院というものが法律で定められておりまして、それによる監査がある、こういうような形になっております。

なお御質問がありましたらお答えいたします。

○上林繁次郎君 私は、もう時間がないから端的に申し上げておきたいのだけれども、内部監査というのには私はまずいと思ひますが、言うならば電電公社というのは、今後需要に応じてもっとも大きく発展していく、そういう立場にあるというところは、これは間違いない。そういう、言うならば国鉄並み、いわばまた立場も国鉄と同じような立場にある、こう言えると思ひます。したがつて、監査という問題も、いまの内部監査という程度では、これはほんとうの監査——監査がいいかげんであるとは、これは言い切れないかもしれな

当然公社の合理的な運営というものははかれな
い。またしたがって、そうだとすれば、国民に何
をもつて還元するかといえ、還元どころではな
い。まずまずその負担が国民におつかばさつて
くる、そういうことが考えられる。そこで当然こ
れだけ膨大ないわゆる公社、またこれからの公
社もつと大きくなっていくであろうというこの公
社にあつては、国鉄と同じような監査のあり方、こ
ういう体制が最もこれからの公社にとっては必要
である。またそうでなければ、国民の疑惑を招く
それが一つの大きな原因になってくる、こういう
ことが言えると思うのです。ですから、監査の問
題については、国鉄と同じような体制を、私は同
じ立場であるというそういう観点からいっても、
監査というのは、国鉄と同じような監査体制とい
うものを確立していくべきだ、こういうふうに強
く感ずるわけです。その点についてはどうです
か。

○説明員(米沢滋君) この問題は総裁というより
も、政府自身のお考えというものもまた別にある
と思います。公社といつたしましては、経営委員
が設けられておまして、経営委員の任命は内閣
がやっておりますのでありますが、その任命され
る場合には国会——衆参両院の同意を得て、欠格
条項等も非常にはつきりした形で任命されている
わけでありまして、国鉄の場合には経営委員会が
なくて、理事会が執行機関になっておまして、監
査委員会が別途置かれておまして、どちらがいか
どかはいろいろ議論のあるところでありまして、こ
の点につきましては、私は国鉄がいいとか、電
電がいいとかいう立場にはないわけでありまして、
けれども、公社も発足いたしました十七年になつて
おります。いろいろ事業も膨大になっておます
ので、公社制度全体の中で、将来この問題は検討
をしてしるべきだ、こういうふうに思つており
ます。

○上林繁次郎君 大臣は。
○国務大臣(河本敏夫君) 監査の問題につきまし

ては、公社の内部でもちろん監査をやつておりま
すし、会計検査院あるいは行政管理局等の監査が
ございます。しかしいづれにいたしまして、十
分な監査をいたしまして、事業の処理に万遺憾の
ないようになつていくということは必要でございま
すので、お話を十分考慮いたしまして、今後
とも検討を重ねていきたいと思ひます。

○上林繁次郎君 もう一つ。私がいま言つたの
は、この膨大な、今後もつと大きくくつたつて
くる公社、そういう中で、委員会であるとかなん
とかいうことを言つておりましたけれども、その
監査のあり方について——この監査といふこと
は重要な問題です。重要な問題だけに、いま論じ
ているわけですが、国鉄の監査のあり方、公社
のあり方、当然違つておるわけですが、ですから私
が言つておることは、外部から見ても、また外部か
らの声としても、国鉄のようになつてくれば当然——い
わゆる外部の人たちによるそういう監査体制という
ものが必要である、こういう声が強くなつてきたと
いうことだけは言えるわけです。そういうこと
で、やはりいろいろの疑惑を招かないといふ、そ
れを防ぐという立場から、また国民のそういう
憂いを晴らしていくという立場から、私はそう
いった監査体制についての考え方については、た
だどちらがいいかといふことはわからないといふ
ような程度の問題ではなく、真剣に私は今後の公
社の正しいあり方のために、十分に検討をしてい
くべきである、こういう立場からいま話をしてい
るわけで、その点について何か総裁の答えはあ
いまいんです。ですからその点、もう一度ひとつ
はつきり答えてください。

○説明員(米沢滋君) 監査が非常に重要である
といふことは御指摘のとおりでありまして、将来の
問題として十分検討いたしたいと思ひます。

○上林繁次郎君 もう一つ。そこで合理的とい
ふこの内部的な問題にちよつと触れてみたいと思
ひます。
われわれしるうと考へて考へても非常にふしぎ
だと思ふのだが、公社には調査役といふのか、調
査員といふのか、べらぼうに多いですね。それで
どが握つておるのかといふと、本社じゃ全然わか
らないですね。これは調査役だとか、調査員と
いう人事については本社のほうではわからぬ、こ
ういふ状態らしい。こういう状態はちよつと私は
まずいと思ふのですが、調査役とか調査員とい
うものはべらぼうに数が多いんですね。どこの会社
にいつても、そんなにたくさん要するわけはないん
ですよ。それから言つて、いま全体的にはどのく
らいおつて、調査役といふのは何をやって、調査
役といふのは大体年輪的に言つてどのくらいの人
なのか、そういう点ちよつと参考といふか、あ
まりにも多過ぎると思ふので、どういふ内容のも
のか、ちよつと伺つておきたいと思ふのですが。
○説明員(井田勝造君) 調査役、調査員でござい
ますが、これは頭数を申し上げますと、四十二
年度末におきまして調査役が千二百二十名、調査員
が二千四百十九名、合せて三千六百三十九
名おります。このうち本社は調査に握つておる
といふか、これこれの仕事をこれこれの調査役
何名といふふうになつておるわけですが、これが
調査役におきましては六百九十九名、そのほかに
専門調査役これも本社が掌握しておりますが、
これが百四十一名、調査員におきまして、本社が
確実に握つておるものが、一般が千四百二十六
名、それから専門調査員、これが百七十五名で
ございまして、その他は電気通信局長に任命をま
かせておるわけでございます。それから機能でござ
います、これは御承知のように電電公社は年と
ともに事業が、質量ともに複雑かつ膨大になつて
まいりました、これを処理いたしますのに従来の
局、部、課といったようなピラミッド組織で当
たりますから、ほかに専門的な調査役、調査員、こ
ういふ人を配置いたしまして、その知識、経験を
生かしていくといふのが管理要員を節約するとい
う上からも非常に得策であると思ひ、現在やつ
ておるわけでございます。

ことでございますが、調査役調査員の平均年齢
は、こまかく掌握しておりませんけれども、いま
御説明いたしましたようなことでございます。ま
で、やはり入社いたしました十数年たった者で
ございせん、——こういうふうにおおむねあ
四十年前後より上の者が任命されておる、こうい
うふうにお聞き願ひます。
○上林繁次郎君 それでは「電話局の窓口になく
さの男の人たちが配置されておりました。私は直
感的に男子労働力のむだ使ひだと感じました。こ
ういふところこそ女子を配置したほうがいいと思
ひます。民間事業ではきつとそうすると思ひま
す。たとえば銀行の窓口など、どこでも女子がほ
んどです。やわらかいムードを醸成してあり
ます。まああといふとしても、これはこのど
この電話局に行つた方が押さへ電話局長さまとい
うこと、しるうとはそういうことを感ずる。あ
なた方から言へばそれは見方によると、こうい
うことになると思ひますが、しかし、そういう直感
といふものは、これはあながちそんなばかなこと
と一笑に付すわけにはいかない場合がある。で
からそういうものも含めて、やはり人事の問題
にいたしまして、十分私は人事のむだといふ点
についても、十分これは検討していく。その余地が
ある。小さな公社ならば別として、大きな電電公
社であるとするならば、当然そういうものも十
分な検討をしていくといふことが、私は合理的な
運営をはかつていく一つの大きな原因だと、こ
ういふ立場から一言申し上げておきたい。
そうして最後に、いづれにいたしまして、先
ほどからお聞きしておるように、料金の公正化と
いう立場からいふならば、今回の改定は不公平で
ある、こう言わざるを得ないのであります。その
辺をなお突っ込んで検討されんことを要望いた
しまして、質問を終わります。
○鈴木敏君 私は、最後の質問者になると思ひま
す。それですでに衆参両院を通じてあらゆる角

度から質疑が行なわれておると思っています。したがって、再確認をする意味において、問題点を提起しまして、大臣と公社の皆さんにお尋ねをしたと思います。

私は、きょうは大体四時間ぐらいの予定で準備をしておたんでありますが、公明党の皆さんの御都合等もあって、一昨日、基本的な点については、大臣と公社の総裁にすでに質疑をいたしておきます。したがって、きょうも実は、私は一昨日も申し上げましたように、いま提案されております基本料をアップし、近距離市外通話をダウンしていくという、そういう上に立って収支とんどの予算を内容とする公衆電気通信法の改正でありますから、われわれは基本的には反対の立場をとっております。いま上林君からいろいろ質疑がありましたが、なるほど一般的に見た場合に、基本料と市外近距離通話料だけがクローズアップされてまいりますので、よく理解がいかないのではありません。私は、一昨日申し上げたように、なるほどわれわれが昨年の暮れに大臣に提起しました対策に対してはいたいた点があります。度敷料の一回七円を十円に引き上げようとしたのをやめたというように、こういう点は私は高く評価しておりますのでありますが、問題はその提案にあたっては、二つの基本的な問題が欠けておるといふことを私は申し上げました。

その一つは何と申しまして、現行電電公社法上の不備欠陥を是正すること、もう一つは技術的に電電公社の料金というのがあるべきかという、その大原則というものが私は欠けていると思うのであります。これは立法府にあるわれわれの責任もあると思います。たとえば公衆法の六十八条には「公衆電気通信業務の料金であつて、別表の左の欄に掲げるものの額は、」右の欄に掲げる額とする」というような非常に抽象的な表現になっているわけでありまして、はたしてサービスの対価なのか、原価主義なのか、あるいは総合原価主義なのか、この辺が非常に不明確ですから、ですからそういう点をもう一回整理して、電電公

社の料金はたとえば基本料において、度敷料において、市外通話料において、あるいは大臣の認可をいただくことになっております認可料金等についても、大原則をやはり打ち立てて、その上に立っていかねばならないと私は思っています。

いまの料金制度というものをやっておりますような気がしますが、ですからそういう点がばつと出てまいりますれば、相対的に見てなるほどいいか悪いという判断がつかないのでございますが、昨年は二二％の料金の引き上げが、設備料が一万円から三万円に上りまして、これはよい例です。これを二・五％の料金値上げというものがおととも申し上げましたようないらないきさつがありまして、基本料平均三〇％値上げ、それから市外通話料の値下げで収支とんどの、こういうふうなことで、こま切に二年出てまいります。ですから、これでは私は公社の長期経営の安定は不可能である。だからいま情報化社会というものが言われておりますこの時代に即応する新しい立場に立って電電公社、郵政当局は今後どうあるべきかという通信政策の体制をやはりもう一回確立して、そしてその上に立ってのきちつとした料金体系というものをきめてほしい、こういうふうに私は申し上げました。たとえばきょう私が、これから質問をしたいと思つておる中に、加入電話の創設単金の問題を一つとりまして、一体この単金は充足以来どういうふうな経過をたどつてきておるのか、一体三十七万円かかるといふこのコストを下げるのができるのかできないのか、こういう努力を公社はしてきたのか、そのほかそれに当然関連をして線材、機材の購入費の問題、土木建設工事等の単金の動きの問題、あるいは工事能力の問題等々、こういう重大な問題を要素としておられます創設単金というのについても詳しくお伺いをしたいと思います。ただ時間が非常に制約をされてきておりますから、最初にこれをやっておりますと、時間の関係でできない場合もありますので、私はとりあえずそういう問題はあと回しにして、特にこの料金改正に直接関係のある点について、最初に意見を承つてまいりたいと思

社から質疑が行なわれておると思っています。したがって、再確認をする意味において、問題点を提起しまして、大臣と公社の皆さんにお尋ねをしたと思います。

ます。

その前提として、大臣にもう一回くどいように申し上げます。お尋ねをしておきます。これは一昨日も申し上げましたように、現在の公社法上には幾多の不備がございまして、それを是正するため昭和二十九年と三十二年、それぞれ臨時公共企業体合理化審議会、公共企業体審議会から答申が政府に出ております。これを私は早くしていただきたい、それぞれ実現に移していただきたい、こういうことを十年間叫んでまいっておりますが、なかなかうまくいかないのであります。これは一昨日も言いましたから繰り返しません、ひとつ河本大臣として決意を明らかにして、こういう長年、十数年にわたつて放直されてきた答申を受けての改正ということについて勇断を持つてひとつやしてほしい、できるだけ近い機会にそういう御研究もいたいて、それぞれの是正すべき点は、是正して、ほんとうに公社が民間のいいところ、長い間の公社経営のいいところ、これをお互いにとり合つて自主的な立場に立つての運営ができるようなやり方途を基本的に講じてほしいと思つます。そういうことについて大臣も御異論はないと私は思っています。ですから、もう一回、ここで決意を伺うと同時に、今後できるだけ早い機会に改正の措置をとつてほしい、こう思いますが、いかがですか。

○国務大臣(河本敏夫君) 公社の将来のことを展望して、そうして基本的な体制を十分考へる、こういうお話でございまして、御意見は全く賛成でございます。一昨日も申し上げましたように、この七、八月ごろに公社の実情をよく分析をいたしまして、そして将来どうすべきかということについて相当時間をかけて検討したいと思つたので、その際にお話のことなども参考をいたしまして、やつていきたいと思つて存じます。

○鈴木敏君 ぜひひとつお願いいたします。それから料金の決定の原則であります。いままで衆参の質疑を拝見しますと、どうもはっきりしておらぬのであります。たとえば料金決定の原

則というのは一体何なのか、公社のほうの御意見は総括原価主義プラスアルファでいくのが適当である、料金決定の原則というものはサービスの対価であるといつてはいるが、これは間違いないか、こういうふうに聞きますと、サービスの対価ということに考えています。それならその総括原価主義ということと、サービスの対価というのはどう違うのかと、こう聞きますと、電報は赤字が

ありますから、その赤字をカバーしているのが総括原価主義でございまして、電報を除けば大体サービスの対価といふことははつきりするのではないかと、こう答えておる。そのほかいろいろ議事録を拝見しますと、厳格な原価主義ではない、総括原価主義とも言えるとか、いろいろ言われております、どうもはつきりしないわけですから、一体公社は料金を決定する際に、当然六十八条を重大なポイントにしていると思うのであります。が、一体何だと考えているのか、その辺をもう少しはつきりしておいていただきたいと思うのであります。

○説明員(米沢滋君) お答えいたします。ただいま御指摘がありました、料金体系というのですか、料金決定の原則というものは明快になつておるかという、きわめて明快になつておるといふわけではないのであります。私もいま鈴木委員が読み上げられましたようなふうに答えておるわけでありまして、総括的にいいますと、総括原価主義といつたら、ちよつと私は大げさなことはじやないか、総括原価できめておるといふふうに答えたほうがいいのじやないかと思つます。といいますのは、電報の赤字といふものを、現在年間約五百億近いものをかかえておるわけでありまして、この電報問題を結局電話の収入によつて補つておるといふわけでありまして、総括原価として考えておるといふふうにお答えするのが適当だと思つます。ただし、個々の料金をきめる場合には、これはサービスの対価といふふうにかかえていいのであります。ただし、これはそれに原価が合つていくかといふと、これは

いまの料金体系というものは非常に古いのでありまして、大体大正時代につくったものを倍率をいろいろ直してきておるといふわけでありまして、原価的に見ますと、たとえば市外というものに對する最近の技術革新等で、投資が非常に少ないにかかわらず、収益が非常に多いという点で、いろいろ問題がありますけれども、全般的にいえば性質としてはサービスに對する対価というふうに理解しておるわけであります。確かにいろいろ問題のある点でございます。

○鈴木強君 サービスの対価というのは一体どういうことなのでしょう。一面、その設備に投下した資本、それから原価計算をして、減価償却だとか、いろいろ利息とかあるでしょう。そういうものを考慮して、一体この電話料についてはこうあるべきだという、そういうふうにきめてあるのですか。サービスの対価という厳密な意味はどういうふうに理解しておられますか。

○説明員（米沢滋君） 法律的な考え方は局長から答えさしたほうがあるいは適當かと存じます。私はサービスに対する対価というものは、いろいろ市外サービスであるとか、あるいはいろいろ公社としてサービスを提供しておるわけであります。そのサービスというものに対する効果に対して料金を考えておる、こういうふうに理解しております。法律的には局長から答えさせます。

○説明員(武田輝雄君) サービスに対する対価というところでございます。サービスを提供いたしましたためには、当然設備が必要になりますし、あるいは運営のための経費といったようなものも必要になってくるわけでございます。したがいまして、性質はサービスに対する対価でございますが、個別原価主義をとるといたしますならば、個々のサービスの提供に要します経費、それを料金としていただく、こういうことになろうかと思いますが、現在では料金は性質としてサービスに対する対価であります、必ずしも個別原価主義になつておらない、こういうのが実情でございます。

○鈴木強君　ですから個別原価主義になっておらぬ。たとえば電信はあれですか、公社の創設以来累計赤字何ぼになっていますか、電信事業。

○説明員(中山公平君)　電信事業につきまして、公社発足の二十八年から四十二年度までで、電信事業全体として二千八百七十四億の累積赤字と相なっております。

○鈴木強君 この二千八百七十四億という赤字が出ておりまして、これを電話の黒字によって補てんしてきた。だから総括原価主義だと、こうおっしゃるのですが、一体電信の収支のバランスがとれなくなったのはいつからですか。

○説明員(中山公平君) 公社発足前のことはちよつと承知いたしておりますが、公社発足以来でございます。

○鈴木強君 大正の何年かにはいまの料金体系というものが決定されておるわけですが、まあいろいろなものが決まると、当時は社会生活圏というのが非常に狭く、遠隔地との交流も現在ほどではなかったと思います。それから加入者数も六十万程度、それから技術水準も非常に低くて、ほとんど手動式の電話でサービスを提供しておったと思います。したがって、利用者というものはおもに事業所

が電話というものを利用してあった時代、そのときにきめたこの料金体系、ですから電信が赤字でなかった場合、これはひとつの原価主義に基づいてやってこられたのですか、サービスの対価というふうに。ところが、電信が赤字になって電話の黒字でまかなえるようになったら、一体、対価というのだが、その対価は電信の赤字を含めた対価なのか。電話の利用者から見ると、この二千八百七

十四億という面から見ると——大体六万か七万ぐ
らい。電話が引けますか、加入電話を。——そのく
らいの金を公社発足以来電話の黒字でまかなって
きているわけですね。ですから、電信と電話のパラ
ンスがとれておったときと、とれてこなくなつて
からのその料金のあり方というものは違つてきた
と思うのですね。あらかじめ電話の料金に電信の
赤字までぶち込まなきゃ、これは料金はできない

わけでしょう。そういうふうな事業の推移の中で、料金体系がはたして厳密な意味において個別的な原価主義であったのか、対価というものがそれとの見合いでどうなっていくのかということがよくわからぬのですよ、私たちは。もともとが料金決定の原則というものがはっきりしておらぬからだと思うので、この点は立法院にあるわれわれももっと早くこれは明確にして差し上げて、市外通話料というものは、こういうふうなものを基準にしてきめるのですよ、それから度数はこうで

すよ、基本料はこうですよという、大体大まかな考え方だけでも明示しておくのが責任だったと思うのですが、その点はわれわれも責任を感じておりますが、その中で、公社が一体料金決定の原則というものをどういうふうにとらえてやってもらったか、これを率直に聞きたかったわけです。いまの営業局長のお話でもその点がはつきりしないわけですね。非常にむづかしいと思いますけれど

も、苦心の要るところでたいへんだと思いますけれども、こういうふうな形で、いつまでも総括原価主義でございまして、電信のほうの赤字はそのままにしておいて、だんだんふくれ上がるものを電話で見えていくというのも、これは経営のプリンシプルからいっておかしい。ですから、早くバランスのとれた形に電信事業というものを持っていくことは、もっと力を入れてやら

なければならぬことではなかったか、それなのにそもものについてはずっと放置されてきたじゃないですか。だから、厳密なサービスマスター主義とあったって、そういう意味からいったらよくわかりませんよ。どっちへ電報料が入っているのか。電信と電話を一緒にして、そしてその原価主義をとって、電話は幾ら電報は幾らというふうにやる根拠があったらものさしを示してもらいたい

です。どういうことでその度敷料を七円にしたか、七円は八円でなければこの原価に合わないとか、基本料はこうでなければならぬということをもしくはつきり出せるものなら出してもらいたい、なかなか出せぬでしょう。末端機器のよう

に、電話機器とか、あるいは度数計だとか、引き込みの線路とか、こういうふうにきわめてわかりやすいものは、これは簡単に計算できると思うのだが、一つの線を引いても何百回線、あるいは何千回線というものが一つのケーブルの中に入っていくわけですから、それを一体どういうふうに原価計算をして個々の料金を割り出すかということについては、非常にこれはむずかしいと思いますが、だけれども、あまりにも電信の赤字というものをどんどん、どんどんしよい込んで、それで繰

括原価主義でございますと言つておることについて、は納得できないのですよ、これは。だったら赤字は、私たちがいままで言つているように、政府から——公共性の強い電信事業、公共事業であるがために採算性を無視して低料金政策でやらざるを得ないという、そういう理屈にもなるわけだから。国鉄だって同じですよ、料金の問題では。だからして、国鉄には政府が利子補給をし、特別な

○説明員(武田輝雄君) 確かに、戦前は国が電話措置を今度もやっただじやないですか。そういうことをもつと積極的にやるとか、何とか考えなければ、サービスの対価といつたて、それじや電報、電話組みにしたものですか。それで電信電話どういふものさしてやったのですか、こういう質問をされても困るんじゃないですか、その点どうですか。

事業を運営しておりましたし、ほかの事業、郵便等ともあわせて経営しておったわけでありますのみならず、当時は料金といいますが、むしろ手数料的な観念が多かったわけでございます。それで一時は臨時事實上に相当繰り入れるというふうなこともございまして、料金として正しい料金のあり方というふうなことには——むしろ取れるところから取るといったような観念が強かったかと思うわけでございますが、公社になりまして、独立採算制でこの事業を運営していかなければならぬという。また、電話が事業所だけでなしに、住宅のほうにもどんどん普及してまいる、また都会からいなかのほうへどんどん普及してまいる、そうして

もう国民生活に密着してしまつたような状態になりました現在におきましては、料金の決定原則というものをほつきりしなければいけない、こういうふうな思ひわけでございます。電気事業等におきましては、法律で、「料金が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものであること」というふうなことであり、その他のことが規定されております。したがって、電話事業におきまして、総括原価主義にプラスアルファは当然取らなければなりません、個別の料金につきましては、確かにいま御指摘のございまして、端末の設備は原価計算が非常に楽でございます、現在でも個別原価主義でやっておりますが、基本的なサービスになりますと、原価計算は非常にむずかしいでございますけれども、これはやはり原価計算をやつて、幾らかでも原価に近づけていくというふうになければ、電話の普及発展に伴つてますます経費と料金との格差が出てくると思ひますので、一挙にそこまで持つていけないにいたしまして、個別原価をはじき、幾らかでも個別原価に近づけていくということが事業の発展、ひいては国民の皆さんのためになることだと考えます。また、受益者負担の適正化にも合うというふうな考へておるわけでございます、そういうふうな方向に立つて研究し、資料の整理をいたしたい、こういうふうな考へておるわけでございます。

○鈴木強君 原価主義に近づけていく努力をしなればいけないということなんですが、一体それではその原価主義に近づいていく努力というのは、何を基準にしてやっていくのか、これはさっぱりわからぬじゃないですか。御承知のように、電話をつける場合には設備費、それから加入料、それから加入者負担の債券、そのほか一般会計、損益勘定からの繰り入れ等、それから公算債ですね、ですから、料金そのものが、二十八年に改定になりました現行料金は、当時のいきさつからして、その中に建設資金というものが含まれておるんですよ、こういうことを言われております。私

はこのこと自体を、それならば、東京というならば、十五万円の加入者債券とそれから基本料その他を入れて、公算債からのあれを入れて、一体どこまでが創設費として料金の中からはずれているのか、いまの料金の中に、たとえば度敷料七円の中に一体幾らの建設費といふものが入つてゐるのか、こんな区別できませんか。厳密にいつたら、それはほつきりしなければいかぬと思う、原価主義に徹していくならば、そういうことが非常に不明確ですよ。柏木さんがちやうどいふから、あなたが郵政省の立場にあつて、大正年代以来今日まで、こういうふうな加入電話が一万を突破して自動電話の割合も九〇%だ、市外ダイヤルは八五%、主要都市間は即時につながるようなこういう時代になつて、しかも技術も進んできたにもかかわらず、現行料金体系のような全く実情に沿わない非近代的な姿をどうして残してゐるのか。それから皆さんは、今回もそうですけれども、基本料改定の場合、一体原価主義をやつたとするならば、料金の中で幾らが建設費に入つて、こういう料金三〇%上げたという、その根拠はどこにあるわけですか。

○政府委員(柏木輝彦君) 私、この料金問題が最近たびたび議論になるたびごとに、料金決定の原則といふものをもつとしっかり検討すべきだといふことを痛感してゐるものでございまして、ただいま御指摘のようなふうな、ただいまの昭和二十八年にできました料金といふものが、原価主義といふことでは説明しきれないいろいろの要素が多過ぎる。また、現在の原価といふものと非常に遊離したサービスといふものがあることは周知のとおりでございます。なぜそういうことになつてきたかといふことの大きい問題は、やはりその間に技術の進歩によりますサービスの改善の結果、原価構成要素が非常に変わつてきたといふことではないかと存じます。そもそも、この二十八年の料金を決定いたしました際には、原価といふものを基準にどうしてこの料金をきめるかといふことについては、当時の皆さんはたいへん御苦労

なさつたんじゃないかと考えます。と申しますのは、昭和二十七年に電電公社が発足したわけでございますが、当時公社法によります目標とされたものは、独立採算でありますとか、企業会計制度といふものは、公社発足当初においては、まだその姿ができていなかったわけでございます。したがって、公社発足後におきまして、いろいろの会計制度が整ひ、積算制度といふものも整ひ、また減価償却といふようなやり方も研さんをされました、やつと今日のような形でサービスと原価といふものの関係を関係づけていく基礎ができたわけでございますが、昭和二十八年当時におきましては、そういうような基礎はなく、また御承知のように電電公社法の施行法の十八条にもございまして、公社は昭和二十九年年度末までに政府から引き継いだ固定資産の再評価をしるということになつてゐるわけでございます。したがって、昭和三十年までは原価計算の基礎になりません資産の評価といふこともできていなかった現状でございまして、そういうような基礎におきましてつくられた料金でございまして、ただいまになつて考えれば、個別原価とサービスといふものの合理的にできていないという御批判を受けるのはむしろ当然といふような状態ではないかと存じます。こ

ういうようなものを総合いたしましたして、今後も総合的に原価の問題を踏まえながら、また合理的な料金の決定原則といふものも確定していくといふことが一そう重要なことじゃないかと存じております。

○鈴木強君 まあよく理解できない点があるんです。具体的にあれですが、大臣の認可料金です、これを大臣が認可する場合は、たとえばデータ通信についてはこうするとか、加入電信については、こうするとか、専用線については、こうするとか、個々の問題についてはまたあとから具体的に聞きますが、そういう認可申請があつた場合に、電電公社から一つの算定基礎といふものが当然つてくると思うんですね。その基礎によつて大臣が認可をすると思うんですが、その際に皆さん

が見、これはまあ原価主義といふか、個別原価に適合してゐるとか、あるいは原価に見合つていないとか、そういうようなことがあると思ひます。ね。そういう点は、電電公社から言つてくるのを、郵政大臣のほうでは、来た書類に判を押す、こういう意味なのか、もう少し突っ込んで検討するといふのか、その点はどうですか。

○政府委員(柏木輝彦君) 法定料金につきましては、公社発足以後その大きな変化はないわけでございますが、認可料金につきましては、端末設備等のいろいろ多様な問題、あるいは、大きいサービスのものといひましては試行料金の一部として認可しておりますデータ通信でありますとか、農集の料金といふようなものがあるわけでございます。これらにつきましては、できるだけ原価と見合うサービス料金にしたいといふことで、いろいろそのつどに公社からの原価資料を求めまして、郵政省にいたしましてできる限り、ある原則的な考え方に基づいて料金の算定をいたしまして、それによつて認可料金を実施していきたいといふふうに考え、またその線で最近では実行をいたしているつもりでございます。

○鈴木強君 ある一つの基準といふものを持つておられるんですね。その基準といふのはどういふものですか。時間がありませんから、あまり長くなるんだつたら資料でもらいたいたんですが、そういう基準をあなた方持つてゐるわけですね、個々のあれに基づいて。

○政府委員(柏木輝彦君) 端末設備その他につきましては、実費といふ考え方でいつてゐるものが多いでございます。これはその当時の取得原価でありますとか、償却とか利子とかいふもの、あるいは管理費といふような、当然この施設の取得並びにその後の維持にかかる公社の経費といふものを見込んだおおむね原価に合うものを考へておるわけでございます。あるいはまた、従来の他の料金とのつり合ひを考へるというところで考へるものもございまして、それから、試行料金といたしておりますデータ通信等も、これも一つのこれだけで独

立採算的な考え方をいたしております。データの端末設備並びに中央装置につきましては、取得原価並びにその償却、あるいは管理費、保守費というようなものを一定の基準を設けて、それに利子、償却費というようなものを合わせたものを勘案いたしまして、これを基本料的なもの、あるいは使用の度数の割合に従って償うというような分け方で料金を認可しております。

は一体何を基礎にされてやったのか、さっぱりわかりません。一方では、それだけ下がるファクターというものは何が一体原因だったのか。一方では、これだけ上がっていくファクターは何だったのか、原価主義だといったらおかしいですよ。これはそんなに一歩下がったのですか。ここらにもう少し研究してもらわないと、説明できないでしょう。

○鈴木強君 よくわかりませんが、端末なんかの場合、これは公社でも言っているように、われもすぐ計算できると思いますが、そうでない部分に対する、たとえば専用線なんかの場合に、一体どういう基準を持っているのか、そこを私は聞

○政府委員（粕木輝彦君） ただいまの基本料の引き上げ率を原価に見合ってどういうふうに、説明しろというような御質問でございます。それに対して正確な答えはきわめて出しにくいと思っております。ただ考え方といまして、非常に自動化、

いっているんです。そういうものはあるんですか。

○政府委員(柏木輝彦君) 専用料につきましては、公社猪足以来そうたびたび改正はいたしてございませぬ。ただ、新しいテレビの料金でございませうとか、新企画の回線に基づきます、回線企画

と同時に、サービス 原価の面におきましても、機械化が進みました結果 サービスが改善される、固定的な費用、つまり機械がするサービスの部面、つまりこれに要します資本あるいはそれに対する償却あるいは利子というような部面の原価構成が

に基づきます料金等を認可しておりますが、これにただいま申し上げましたような算定によりますもただいま申し上げましたものを基準としております原価を計算いたしましたものを基準としております。ただ御承知のように、専用線につきましては、その後は、特に市外専用線部分につきましては、その後

非常に高くなっており、それに対しては、一度に接続に要します人手というのは、それほど変わっておりません。公社発足、第一次五年計画当時の電話交換手の全体の要員としては、五万程度だったと思いますが、現在でも正確

技術革新が非常に大きいものでございますので、現在の時点において見ますと、原価と料金との差というものはかなり出ているというふうに御承知願えるかと存じます。

○鈴木強君　今度のたとえば基本料三〇%平均し

な数はなにごでございしますが、大體七万程度におさまっていると思います。そのように人件費その他がサービスに基づく固定費以外の経費というものが總体的には少なくなっております。これが原価要素がサービス改善に従いました非常に変わつてい

て上げておきますね。じや、これは一体原価主義から言つた場合に、基本料をこれだけ上げなければならぬというその根拠は一体何なのか。

それから今度は、接続単位料金区域の近距離については二十キロのところでも六十キロのところ

金の面におきましても、なるべく近づけていくというのが合理的な料金体系をつくるという一つの線に沿うものではないかと考えたわけでございます。

でも、まあ前は二十キロは五十秒、それから三十
キロは三十八秒、四十キロは三十秒、六十キロは
二十一秒、こういうようにそれぞれ格差がありま
したね。ところが今度は、六十秒全部八十キロま
でやる、こういうことでしよう。そうすると、そ

○鈴木強君 わからぬですな。それはまあ廣問をするほうが無理かもしれぬね、わからぬようになつておるから納得するように答えられない。もっと科学的な話をしなければだめですよ、そうなりますとか、そんなことを言つてみたつて、

キロまでは五十秒七円ですからね、八十キロは十五円なんだから。線路が長いから遠距離は高い、筋が通る。手勤の場合でも二十キロは二十四円、三十キロ三十円、四十キロは三十九円、これはわかりますよ、原価主義でいけば。ところが二十キロも八十キロも同じでございますという、そんな原価主義はどこからきたかという、説明ができないでしょう。だからこれはもうおそらく生活規

働のところで聞きたいのですけれども、いろいろ
 努力もされておると思いますので、もう少しだれ
 が見ても、なるほど電報料金はこうだというよう
 な、そういう原則だけをひとつびしゃつとこれを
 法律に明文化していただく必要があると思うので
 すけれども、この点ひとつ十分御研究いただいて、
 すみやかに私は法改正をしてほしいと思うのでご
 ざいますけれども、大臣の御所見はいかがです

樓が非常に変わつてきて、経済圏とともに居住圏というものが、道一つ隔てて昔は畑であつたものが今度家がそこへ建つと、そういう社会構造の変化に応じてそうせざるを得なかつた、一つの政策じゃないですか。だから必ずしも原価主義じゃない、

か。
○國務大臣(河本敏夫君) 先ほど来御意見をいろいろ拝聴しておりましたが、要するに電電公社の料金をきめる場合の基本原則がはっきりしておらぬじゃないかと、その点、国鉄であるとかあるい

○委員長（永岡光治君） 速記始めてください。

は電気料金などはきわめて明確になっておるが、電信の場合は合理的に料金をきめるというふうなことだけが指示されて、きわめて明確を欠いておると、同時に総裁の話などを聞いておりましても、総合原価主義というところまでいかないと、

○鈴木強君 大臣もお聞きとりのように、またよく御理解をいただいておりますと思いますが、現在の電電公社の料金の決定の原則というものはきわめてあいまいな点として、抽象的なものだと思えます。公衆電気通信法六十八条を見ても、「公衆電

総合原価的な考え方でまず根本的に物事を考えていくと、それから同時にあわせて個別料金をいろいろな角度から検討していくと、こういうことのお話があったようにございますが、この点については、前から議論のあったところだと存じます。

氣通信役務の料金であつて、別表の左の欄に掲げるものの額は、それぞれ同表の右の欄に掲げる額とする。」それから二番目に、「前項に規定するもの以外の公衆電気通信役務の料金の額は、公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める。」こ

次回の料金改定の際には、やはり料金決定の基本原則、これはある程度確立しなければいけないのではないかと考えております。

○鈴木強君　まあきわめて明快な御答弁ですからよくわかりました。ひとつぜひそういうふうにして

が、電話の場合でも、料金決定の原則というのが、全くはつきりしておらない、こういうところに長い間放置されてきたものですから、いまのような非常に不公平ができ、矛盾ができ、いろいろな不

で非近代的な、非現実的な公社料金改訂に抜本的なひとつメスを入れてほしい、こう思います。それから、次にいきますが、これとの関連で、今回の基本料アップの点ですが、公社の説明によると、収支とんとん、プラス・マイナス・ゼロ

しょうか、大臣。この六十八条について、もう少し料金の決定はこうあるべきだというような形の原則だけは立ててほしいと思うのですよ。公社のほうでもかなり原価計算については充足以来努力

何のぐりやくもない、こういうことなんです。何のぐりやくもない改正をなぜ今度の国会に出したのか。それから収入が百何十億とかいっておられるんですが、その百何十億の——基本料によって黒字になりますが、近距離市外通話についてそ

定の基礎、こういうものについては、両院の質疑を聞いておりまして、なかなかよくわれわれにはわからないんですよ。基本料というのはもう一千万加入者全部に影響することですから、うらまされることは多いですよ。近距離なんというのは極端に言ったら、近距離通話かけなかった人はまるつきり基本料だけは値上がりになっていく。そういう人から見ると、うんと不満ですよ。これも市外通話料金と基本料金とがとんとんでも損も損もなかったという人から見れば、なるほど公社が言うふうな収支ととんとん、だから上がった分に見合う市外通話料の作用によって非常に影響を受けると思うんですけども、一方は全加入者が影響を受ける。一方は市外通話の利用者について影響を受けるということですから、そういう問題をこへぼこつと出してきただけ理由がわからないんですよ。ほんとうに収支ととんとんなんですか。その根拠をもう少し明確にしてほしいと思うんですが、これは一・二・五という料金値上げの線が物価対策の面でストップされたということからして出してきた、そのいきさつはわかりませんが、なぜそういうものを出さなきゃならなかったのか。それと、いま言った収支ととんとんの中身はよくわからないんだけど、これは間違いないですか。

○説明員(米沢滋君) お答えいたします。一・二・五の料金の水準の引き上げと料金体系の合理化を出した経緯につきましては、すでにお答えしておりますが、なお御質問がありましたら詳細に申し述べたいと思います。ところで、政府の物価政策、非常に重要な、しかも大事な物価政策に従いまして、料金の水準の引き上げは見送りしました。料金体系の合理化の一部を実施したわけでありまして、確かに今回の公衆法一部改正案におきましては、料金の全収入の三・三％を調整するというものでありまして、年間約三百億円に對しまして基本料を引き上げる、そのかわり、いわゆる企業はどちらかというと、遠距離を使い、一般の住宅等ではむしろ近距離を使うという意味において、また最近の都市構造の

変化に對しまして、近距離の体系合理化ということが非常に焦眉の急になっておりますので、それを含んで料金体系の一部を今回実施いたしました次第であります。なお、収支ととんとんのこまかい点は、関係の局長から説明させていただきますが、少なくとも昭和四十七年末までの状態を考えますと、誤差の範囲においてプラス・マイナス・ゼロであるという見通しを持っておる次第であります。

○鈴木強君 私はかつて昭和三十七年に実施いたしました距離別時間差制という現在の単位料金区域に伴う料金改定をやられたときに、当時の営業局長は、この料金改定によって三十億の赤字になることを予想しております、こう言われました。ところが、実際に翌年度の決算を見ますと、百三十億の赤字になりましたね。百億赤字が多かったということがあるわけですが、別に公社のそれを疑うわけじゃありませんが、これはやがてとがたち、決算がわれわれの前にきた場合、皆さんの収支ととんとんということが立証されるかどうかというところは、そのときに譲りますけれども、どうもそういう過去のいきさつからして誤差はありませんか。こういうふうには私はひとつは心配をしております。そのデータの取り方、その他いろいろ何月のいつにどういうことで市外通話を測定したとか、調査したということの説明されておりますが、それだけの根拠ではどうも私は収入支出に対する額の算定の基礎としては十分なように思います。だからある程度、データですからわかりませんが、そのデータの取り方がどういう時間帯でどういうところを取られたのか、そういうこともよくわかりませんから、もう少しわれわれが、また国民が納得できるような何か率直なひとつ考え方を、きょうは最後ですから、示しておいていただきたいと思う。

○説明員(武田輝雄君) 市外通話料の改正によります減収額の算定でございますが、手動通話につきましては交換証がございまして、それを集計いたしました出たわけでございまして、問題になりますのは自動即時でございますが、御承知のよう

うに自動即時は市内の通話料とともに度數計に同時に算入されるわけでございまして、特別の調査をいたしませんと、自動即時通話の対地別呼量というものがわからないのであります。そこで公社といたしましては、毎四半期、通話接続状況を調査いたしております。その内容を申し上げますと、一、号自動局用監視機というのがございまして、この監視機をA型局におきましてはローカル・ファースト・セレクター、クロスパー局につきましては発信トランクに接続をいたしまして、それによりまして対地別の呼量を測定いたします。この調査は千端子上の自動集中局及び三千端子上の自動端局について実施いたしております。そうして調査をいたします通話数は、局の規模によりまして異なりますが、加入者数によりまして調査する通話数を定めております。それでどういうふうな数字をとっているかということでございますが、統計学上の標本理論に基づきまして、確率九五％という高い確率の標本抽出をやっております。そこで四半期にその率でいきますと、百二十三呼量ぐらい調べればいいわけですが、現実やっておりますのは百五十四万呼量につきまして調査をいたしまして、それによって、通話対地別の呼量を集計いたしております。なお三十七年のときには三分、三分制からカールソン・システムに変更したということ、もう一つは距離の測定方法を郵便線路図から直線に変えたということ、また景氣の変動がございまして、今度は同じ体系の中の合理化でございますので、われわれとしては、できるだけ正確を期した次第であります。しかしながら、これはおっしゃいますように、結果が出なければ証明できないと思っておりますが、われわれとしては、現段階におきまして一番確率の高い、できる限りの精度を持った数字を出したつもりであります。

○鈴木強君 いまの近距離市外の減額分に対する調査については、一応営業局長から御説明がありましたので、私も、自信もありそうですからそれを信頼をいたしましょう。いま、私がそれをこ

でやり直すというわけにはいきませんから、言われることを信頼いたします。ところで、言われることも一つ、伺いたいです。当初公社は基本料の場合、営業用と事務用と住宅用の格差をつけたいという方針であったようですね。ところがこれは、私どもが大臣にも差し上げた対案の中にぜひ格差をつくってほしい、こういうことで差し上げました。これはわれわれの意見を入れて格差をつけてくれたことについては私は大臣に敬意を表します。しかし、せんだつて森委員が質問したときに、皆さんの学園のほうで、そば屋の電話と住宅の電話が差があるのはあたりまえだ、こういう何といいますが、勉強されているわけですね。そういう教科書があるわけですね。ところが、そのときの議事録がまだできてきていませんから、私はつきり議事録が見えないのは残念でありますけれども、もし誤解があればつきりしておいてもらいたいのだが、森委員の質問に答えて、学園のほうでやっていると、方方はどうもまづいから直すというふうに言ったように記憶しているのですが、そうだとすれば、これはたいへんな間違いであつて、いまそういう過去の料金体系は正の際における一つの考え方としてあつたことは私どもも知っておりますけれども、その考え方はくずれたわけですね。皆さんが差をつけて国会に提案している段階ですから、少なくとも住宅と事務用は、基本料において差があるべきものだ、こういうふうなわれわれは理解をしなければ、この法案の審議、できないのじゃないか。その学園の教科書を直されや困るのだから。直さないので、これは、いま私が言ったように、その点はつきりしておいてもらいたいからお答え願

たい。

○説明員(武田輝雄君) 確かに現在御提案し、お願いいたしております料金改正案におきましては、事務、住宅用の別が従来どおり三割の格差が設けられております。ただ料金理論といたしましては、定額使用料の局でございまして、住宅用と事務用とは当然使用度数が違いますから、定額使用料の中には使用度数が入っておりますから、料金に差があるのは当然かと思ひます。度数制局におきましては、基本料のほかに度数料があるわけでございまして、使用度数の差による負担は度数料によってつてくるわけでございまして、基本料として差別を設けるのは料金理論としておかしいのではないかと思ひます。わが国におきましても、従来はなかったのでもございしますが、たしか二十二年に駐留軍の示唆によって設けられたというようないきさつもあるわけでございまして、ヨーロッパ各国でも差を設けておらないような次第でございまして、今回はこういう提案をいたしておりますが、料金理論といたしましては、差がないほうがいいのではないかというふうに考えております。

それで、いま御指摘の学園の問題でございまして、これにつきましては表現も悪うございまして、また料金理論として当然こうあるべきだというところで三割の格差を設けたわけでもございまして、この教科書に改めるように——四十三年から改めされております。

○鈴木強君 営業局長のいまの発言は重大な発言だと思ひます。いまここに公衆電気通信法の改正案の提案をしている立場にある人が、少なくとも自分が固執している論議をわれわれに聞かすということはちよつと不識識ではないでしようか。少なくともいまの總裁、営業局長の発言というのは、公社の一致した考え方ですか。公社のまとまった考え方ですか。私は過去のいきさつはいろいろあったと思ひます。差がなかった時代、またあった——いろいろ変遷はあったでしよう。しかしいま皆さんが格差をつけて提案している限り

においては、住宅と事務用は格差があつてしかるべきだということを出したのじゃないですか。これははつきりしておいてもらわぬと困るんですよ。

○説明員(米沢滋君) お答えいたします。

住宅と事務用におきまして三割の格差があるというのが、現在のところ適當であるということでは、提案をし、またそのように考えております。

○鈴木強君 それでわかりました。これ以上は言いませんが、とにかくそうすると、営業局長の言われた学園の教科書のことは、あれですか、いま總裁の言われた趣旨で、差があるのがしかるべきだ、こういうことで教育するわけですね。いま總裁の言うのは、公社の考え方だと思ひ、大臣には聞かないけれども、大臣もそうだと考えて自信をもつて出しているのですね。いまの提案されたところの趣旨、總裁の考え方、これに基づいていままでの教科書の中に、表現がいろいろある点があるとかそんなのはいいのだが、その大精神をくずされちや困るよ、その点をはつきりしておいてもらわぬとね。

○説明員(武田輝雄君) 現在の料金がそうなつておりますし、いまお願いしております改正案にも三割の差がついておりますので、学園におきましても、そういうふうな事実、またなぜそういうことになつてゐるかといったようなことを、事実どおり教えるということにいたしたいと思ひます。

○鈴木強君 わかりました。

それでは、次に専用料金の決定についてちよつとお尋ねしますが、これは衆議院段階で非常に具体的な数字で、いまの専用料金というものがいかに低料金であるかということを論議されておりました。私も非常に興味深くこれを讀ましてもらいました。現在東京—大阪間のテレビの専用料金は、何時間何百円というふうになつてゐるので

○説明員(武田輝雄君) 東京—大阪間に例をとつて申し上げさせていただきますと思ひますが、第二規格すなわちカラーのテレビジョンの料金で

ございますが、現在大体十八時間使われておりますが、十八時間で八百七十四万四千円ということでございます。月額でございますが、そういうことでございまして。

○鈴木強君 白黒は幾らですか。

○説明員(武田輝雄君) 白黒はこれの一八%減というふうにお考え願ひたいと思ひます。

○鈴木強君 そうしますと、この十八時間八百七十万というところであります。もしかりに東京—大阪間十八時間を電話に利用した場合に、トータル幾らになるわけですか。

○説明員(武田輝雄君) テレビは一方向でございしますが、電話にいたしましては両方向でございまして、したがって、四百八十回線とれるというところでございまして、もちろんテレビのままで電話に使えるわけではございませんので、変復調装置とかいろいろ必要なものになりますから単純に言えませんが、もし金額だけで申し上げさせていただきますと、大体四百八十回線でさばきます呼量を金額にいたしますと、一億八千万円程度ではないかと思ひます。

○鈴木強君 たとえば算術計算的に、たとえば四秒七円、大阪間という。一分で百五円、一時間で六千三百円、一日十八時間で十一万三千四百円、これが三十日だと三百四十万、それが四百八十回線です。十六億三千二百万円になる。ただし電話の場合には末端のいろいろの設備もあるでしょうから、そういうものを引いてもたいへん私のいまの数字が違ふのですが、私が計算するのは、一億八千万円というのは十分の一にもならないのだが、一億八千万円というのはどういう計算ですか。

○説明員(武田輝雄君) 現在自即区間におきましては一回線当たり一日大体四十通話ほどの通話が通つております。したがって、四十通話といひますのは結局百二十分使つておるわけでございしますが、百二十分を秒に直しまして、それを四秒で割り、それに七円を掛け、そして三十日を掛けまして一回線当たり三十七万八千円という数字が

出ます。これを四百八十倍いたしましたして一億八千万円という数字を出しました。

○鈴木強君 まあ私たちが簡単に数える数字とはだいぶ違うのですけれども、かりに十分の一に、皆さんができるだけ安くこう計算しようとしてゐるんだと思ふのだが、一億八千万円かかるものを十八時間使つて八百七十万円というのはあまりにも安過ぎはしませんか。そんなばかばかしい専用線を使われて、これは公社のほうは原価主義もくでもないじゃないですか。ただみだりに使わせるということにならないですか。どうしてこんな安い料金でやつてゐるのですか。

○説明員(武田輝雄君) 専用線の料金は公衆法の別表に規定がございまして、電話専用については月額六千倍以内の範囲において郵政大臣の認可を受けてきめるということにしております。現在三千六百倍の料金をとつておりますが、それによりまして、大体収支率が五九%になつておるわけでございまして。一般の専用料より比較的もうかつておるわけでございまして。

ところでこのマイクロウェーブでございましてけれども、これは二十九年からサービスを開始したと思ひますが、NHKに当初貸しましたわけですが、これにつきましてはマイクロウェーブ——トをつくるに要します経費——創設費から減価償却費あるいは保守費、実費計算をいたしまして、大体十一時間で収支ペイするようになつてゐた思ひましたかと思ひます。現在大体十八時間使われておりますので、収支計算からいきますと、大体九〇%ほどの収支率になつておる、こういうふう

に思ひます。

○鈴木強君 どうもよく理解ができないのです。私は端的に言つて非常に安い料金でやつてゐるのではないか、かりに公衆法第七十一條の三項もあることは知つておりますし、いろいろ新聞、警察、総合放送事業等に対して格別に郵政大臣の認可を下らぬ範囲においてきめるといふことのあることもよく知つております。しかし、実際に原価に対して六千倍ですか、六千倍なんだが、

実際には三千六百倍しか取っていないということですが、そうすると大体六割ぐらいいなるのですか、原価に対して。そこだけでもおかしいじゃないですか。

○説明員(武田輝雄君) ちよつとあれしました、現在の電話専用の料金は待時通話三分間の料金の六千倍以内ということになっております。そして警察とか、あるいは新聞社につきましてはそれよりも安く定めることができる、ただし原価を割らない範囲内において安く定めることができるというところでございまして、現在電話専用につきましては待時通話三分の料金の三千六百倍を月額料金としていただいております。そのうち収支率ということになりまして大体五九%、すなわち経費五九%に對し収入が一〇〇%、こういう形でございまして。

○鈴木強君 ちよつと、私の質問が前後しちゃったが、一体待時通話三分の六千倍という根拠は何ですか。何をものさしにしておりますか。

○説明員(武田輝雄君) 原価は割っておりません。テレビ専用におきまして一〇%ほど利益をあげておりますし、一般専用全体としては四十一%ほどの利益をあげておる、こういうことでございします。

○鈴木強君 ちよつと、私の質問が前後しちゃったが、一体待時通話三分の六千倍という根拠は何ですか。何をものさしにしておりますか。

○説明員(武田輝雄君) 七十一條にもございまして、新聞とか放送局あるいは警察等につきましては原価を割らない範囲内において安く定めることができるというところでございまして。したがって、現在の専用の料金は、たしか六千倍というものは、別表に規定されております六千倍というものは原価から出たものではございせん、大体当時非常にサービスの悪い時代でございまして、市外回線一回線当たり待時通話が普通通話の三倍というふうな判断をいたしまして大体二百通話時ぐらゐ通つておつたわけでございます。したがって、そういうふうな回線使用の状態からして一日二百通話時分だ、月にして六千通話時分

である、こういうふうな定められたわけでございますが、その後即時通話が進み、いま申し上げましたように自動即時につきましては四十通話ぐらゐしか通つておらないというふうな状態になりましたし、それから国際諮問委員会等におきましても百二十通話というふうなことが打ち出されておりますので、現在は一日百二十倍、月にいたしまして三千六百倍にいたしておるわけでございます。

○鈴木強君 三千六百倍にしなければならぬ根拠はどこにもないでしょう。何にもない。皆さんは、まあわれわれがこの専用線貸さないで電電公社のその線を使つて通話をしていけば十六億三千二百万円一か月に収入がある。そこは、あなたのほうの計算では端末の問題とかいろいろあるから一億八千万円、それにしても一億八千万円収入があるものをわざわざ八百七十万四千円で貸しているということになると、八百万でしよう、一千万にもなるのですから、そんなばかあなな回線の使用をされてはたまつたものじゃないや。みんなそれはほかの加入者がかぶつていられないや。

それからもう一つ、この佐藤調査会の答申の中に専用その他の料金についての勧告がありますね、答申が。それを見ると、市内専用料については改定するということを打ち出している。具体的な答申はやつていないというか、これは公社に任する。市外の専用料金、私はこれを聞こうと思つていたのだが、市外専用料金については現行に据え置いていくこととしている。収支状況がどうか、外国に比べてどうか、私設無線設備との競合とか、こういうことをあげて市外は据え置く。市内の上げるほうはそのまゝにしておいて、市外のはうはそんなに損をしておるのかからず何にも手を加えていない。一貫性がなないので、なせ市外専用料については改正しなかつたのですか。

○説明員(武田輝雄君) お尋ねの市外専用につきましては、いま私が申し上げましたように、相当、四割程度もつかつておるわけでございます

が、市内専用につきましては赤字になっております。四十二年度で約三〇%ほどの赤字じゃないかと思ひますが、赤字になっておりますので、これは認可料金でございまして、郵政当局と御相談をいたしまして、できるだけ早い機会に改正法をお願いしたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○鈴木強君 これは、専用料は大臣の認可行為になるわけですが、これは大臣からちよつと意見を承つておきたいのですが、確かに報道その他の警察関係とか、七十一條の三条によつて、警察、消防、新聞、放送事業、こういういわゆる公共的な機関に対する事業のために特別な専用料というものゝを設けようとする趣旨は私たちも否定はいたしません。ただ問題は現実のことでありまして、たとえばテレビなんか、もう経営の内容を見ますと相当にもうけております。そしてテレビでもうけた金でホテルをつくつたり娯楽センターをつくつたりしているのが実情ですけれども、しかも一割相当の株主に對する配当をしていける。一体、公共的な国民の電波というものによつて相当な利益を受けているものが、こんな安い料金で使つておつて、一面においてホテルを建てる。これは全部が全部じゃないけれども、そういうところもあるのですが、そういうものに對しこんな安い料金でやるのもちよつとおかしいと思つたのです。ですから、この辺はもう少し検討を加えたまま市内専用料金の中にもあるようですから、いざ大臣のところへ申請がいくと思ひます、認可申請が。ひとつ、われわれの言つていけることもひとつもだと思つたら、ぜひ、その際に抜本的な検討を直してもらいたいと思つたのですが、いかがですか。

○國務大臣(河本敏夫君) 御意見賛成であります。特に、テレビの問題につきましては経営の現状等を考へまして不当な割引を必要はない、かように考へます。

○鈴木強君 わかりました。それから次に、単位料金制の問題についてちよつと触れておきたいのですが、三十七年に単位料金区域制というものを設定した際の基礎を、將來、グループ料金制というものを指向していくという前提に立つて考へられたものではなかつたのですか。

○武田輝雄君 電話の自動即時を進めずためには、六千倍あります。局相互間に通話区間を設定し、料金を異にするというふうなことでございまして、単位料金が非常に多くて困りますので、単位料金区域が現在五百六十二ございまして、この単位料金区域をつくりまして、その単位料金区域の中心となる局相互間の距離で単位料金区域にある局の全部の料金を同じ料金にするということにしようとしたわけでございます。もちろん、当時、議論をいたしまして、こういうふうなシステムをとつておきますのは、ヨーロッパでございまして、イギリス、ドイツ、フランス、スイス等でございますが、その中で、イギリスはいわゆるグループ料金というふうな制度をとつておられます。もちろん、そういう制度をとつたらどうかという検討が公社内で行なわれたことは事実でございますが、法案提出の場合には、単に自動即時について距離別時間差法を採用するということだけでございまして、法案提出の時点におきましては、そういうことははつきりいたしておらなかつたわけでございます。

○鈴木強君 これは総裁に端的に承りたいのですけれども、営業局長何かだわつておるような私は印象を受けるのです。しかし、この単位料金区域制というものをつくつた趣旨というのは、もちろん、自動即時化に即応する一つの料金体系として距離別時間差制というもの、この上に立つてでき上つたと思つたのです。そこで、早い話が、これは一つのグループ料金制なんですよ、この単位料金制というのは、そして、今回距離市外通話については是正すべきところは是正して、経済社会の構造変革に伴うその体制にマッチするような近距離市外通話制というものをつくつたと思つたのです。ですから、これはやはり一つ

のグループ料金制というものを指向した上に立つて、これはやられたものじゃないですか。単位料金区域制そのものが私たちから見れば、従来の觀念からすれば、やはりグループ料金制、いわゆる、グループ料金制という定義がはっきりしておりませんが、やはりそういう意味においては、やはり一つの指向としてはこのグループ料金制というものを指向しつつあったと思うのですよ、私は。

それがいまの五百六十二の日本はグループになっているわけですね。いわゆるグループ料金制というなら、そういうものだと思うのですよ。ただイギリスあたりのやつは、おとといもちよつと触れましたが、Aの地域を中心にしてB、C、D、E、FとあるならばAに隣接しているところは全部市内で七円でいく、AをはさんでBとDの間は市外でいくという、これは課金方式を変えなければならぬわけですね。それだけの違いじゃないですか。だから私はそんな何かこだわったようなことじゃなくて、真剣にこれはやはりわれわれ委員会としても将来のグループ料金制ということを考えてほしいのですよ。しかも横田副総裁がこの委員会でもかつて十分検討しますということをやられておる。詳細は議事録に載っている。だからあまり腹の中に閉じこもらないで、いままもなくとも言ったように、尼崎を大阪に入れたり豊中を大阪に入れたり、あんな入り乱れたやり方をいつの日か早く整理をしていかなければ困るのじゃないですか。そして新谷委員も質問されておりました。市町村合併促進法によってどんどん新しい都市ができていくのが、電話局が同一市町内に三つも四つもあって同じ市内に住んでいても市外通話をかけるといふような不便なことでは困るから早くこれを一本化してほしいという意見もございました。私も全く同感ですよ。そういう方向にいつの日かステップを切っていかなければならぬので、私は真剣に公社としても考えて、その方向に、フランス、イギリス、スイス、ドイツもやっておるのですから、その国で失敗しておるとい

ならこれはまた話は別ですけども、そういう努力を横田さんもやると言明しておるのですが、一体今日まで単位料金区域制というものが、私が言うところのグループ料金制でないとするならば、一体グループ料金制について何をいままでやってきたか、これも明らかにしてほしいのですよ。

○説明員(米沢滋君) お答えいたします。

単位料金区域制ということを含めたということ、いわゆるグループ料金制というふうな解釈もできると思うのでございまして、一局一局を対象にしないである局をまとめてやったという意味におけるグループ料金制であるかもしれません。ただし、さつき武田局長が答えましたのは、イギリス式のものが一番いいのかどうか、これはまたいろいろ問題があるわけでありまして、そういう点は将来の研究課題といたしたいと思っております。

○鈴木強君 ですからね、私はイギリス式がいいか、フランス式がいいか、スイス式がいいか、それはこれからまた検討してもらわなければならいせんよ。しかし少なくともそのグループ料金制の方向にほんとうに頭を突っ込みながら、この単位料金区域制というものをつくったのじゃないかということを私は言っているのですよ。要するに、そういう意味において、単位料金区域制というこ

とは一つのグループ料金制だと、私が言うならば、そういう意味において、今後これをどうするかという、そのグループ単位の課金をどうするかという、これは大いに検討してもらわなければならぬのですけれども、考え方は私はそういう方向でできているのじゃないかということをおっしゃるわけですよ。これは過去の努力のこともあるのだから、営業局長からもう一ぺん答えてください。

○説明員(武田輝雄君) いまおっしゃいますような意味におきますれば、今回御提案いたしておりますのもグループ料金制ということも言えると思

います。いままで以上のグループ料金制ということも言えると思ひますので、そういうふうな点も踏まえて市外通話、市内通話のあり方について真

剣にひとつ研究をいたしたいと、こういうふうに申し上げておきます。

○鈴木強君 その点、総裁もいいですね、私の言っている点。こういう方向でやってほしいということも含めて答えてください。

○説明員(米沢滋君) 御趣旨に沿ひまして十分検討いたします。

○鈴木強君 それから一昨日、私が指摘をいたしました六十キロをこえて八十キロまでの中に入る隣接単位料金区域相互間の区域というのは幾つあるのですか。八十キロをこすのはないのですか。その点、はっきりしておいてもらいたいです。

○説明員(武田輝雄君) 全国で五百六十二の単位料金区域があるわけですが、この単位料金区域で隣接をいたします区間が千七百七十一区間というようになります。それで八十キロをこえるものはございせん。六十キロをこえて八十キロまでのものは若干ございせん。件数を申し上げますと二十七区間、パーセントにいたしました二、三%でございせん。

○鈴木強君 そうしますと、これはわれわれが「公衆電気通信法の一部を改正する法律案参考資料」というのをいたしておりましたが、この資料は非常に誤解を受けますので、ここで正式にいまの趣旨に沿って訂正をしてください。

○委員長(永岡光治君) よろしいですか。

○説明員(武田輝雄君) 訂正いたさせていただきます。

○鈴木強君 それから二共同電話についてお尋ねいたしたいと思ひますが、一番新しいごく最近における加入電話の積滞数は幾らありますか。

○説明員(武田輝雄君) 二月末で二百四十一万六千でございせん。

○鈴木強君 そのうち、事務、住宅の別は幾らでございせんか。

○説明員(武田輝雄君) 住宅が大体百六十万程度でございせん。

○鈴木強君 四十七年末の積滞の見込みは百二十万とか言われておりましたが、正確な数字を教え

てください。それからこれも事務、住宅に分けたらどうなるか。

○説明員(井上俊雄君) 四十七年末の積滞の予測は現時点においては一応百二十万程度と見込んでおりますし、そのうち、事務用積滞が約四十万、住宅用積滞が約八十万でございせん。

○鈴木強君 そこで、公社はこの積滞解消のためにいろいろと努力をいたしたかなければならいせん。私は、現在二共同電話の架設方式というものが非常に技術的にも進歩をして秘話式になり、しかも、度數計も個別に登算できる、こういうふうなところまでいっているのではありませんか、できるだけ技術開発に伴う皆さんの努力を生かす意味においても、また積滞を解消する意味においても、住宅等においても、比較的通話の少なく二共同で済むような方々で、希望者も多いと思ひますから、そういう方々については、積極的にこの二共同電話の架設というものを推進してほしいと、こう思うのですが、現段階において、二共同電話の架設のための建設費というのはいくらに比べてどのくらい差があるのございせんしょうか。

○説明員(北原安定君) お答え申し上げます。これは線路の長さによつていろいろと違つておりますが、手元にある資料で平均的に申し上げますと、住宅電話を単独でつける場合に比して約一万円程度二共同電話のほうが安くなるのではないかと、加入電話のほうに安くなるのではないかと、加入密度が高まるに従ひまして収容局がさらに小さくなるということから線路長が徐々に短くなるという傾向にございせん。その点でところによつてこの値はかなり変動があるというように御理解をいたしたかと思ひます。

○鈴木強君 これは秘話式をつけた場合の話ですね、いまの局長の話は、もし秘話式でない場合にはどのくらい差があるのですか。

○説明員(北原安定君) 秘話式個別登算というふうなものをやらないということになりますと、宅内の電話機が大体同じようなものになりますから、さらにそれで一万円ほど改善されると思ひま

す。

○鈴木強君 そうすると、これは二万円ぐらいの差があるわけですね。おそらく線路設備において二共同とそれから単独の場合かなり差がある。建設費自体にあるのはわかるのですが、そうすると、秘話装置とそれから個別の登算機というものが高くなるわけですか。

○説明員(北原安定君) 御指摘のように共同電話は線を共同に使うというのですから、お互いにそれが漏れないようにするということが、それは秘話の装置でございいます。また、お互いが共同相互に通話できるようにしなければならぬということ、共同設置というものを必要とする。それから個別登算ができて料金分計がきちっとできる。そういうものがつきますので、宅内装置及び局内装置で高くなる。その反面、安くするのは線路を共同に使用しますから、局から遠いところにある共同電話は経済的になる。局の近くのものは線路が短いので非常に割に高く、共同電話のほうが高くなる、こういうことを先ほど申し上げたのであります。

○鈴木強君 で、この共同で大体一日にあれば、通話する率というのは、率というのか、回数というのか、どのくらいになっているのでしょうか。これはひとつあとから調べてもらって資料を出していただきたいと思ひます。それからたとえば秘話式共同で個別登算で通話をしておりまうね。そのときにAの人が火事が起きたと、一九番に電話をかける、消防署に。そういう場合には何か信号かなんかでびちつと通話がとまると消防署にいくような、そういう装置は発案されておるのですか。

○説明員(北原安定君) 御指摘のようなものが民間にあるかどうかまづらからでございますけれども、現在公社においては、そういうようなサービスはいたしておらないわけでございます。直ちに警察や消防署に連絡のできるようなことは

何か信号か何かでできないものでしょうか。そういうものがないとちよっとこれは困るのですね。

○説明員(北原安定君) ちよっと訂正します。こういうことを思い出したのですが、秘話ですけれども、いまA、Bが共同で、Aが話をしてBは使っていない。それでBにいま先生御指摘のようなことが発生したという場合は、BのしゃべるのはAに聞こえる。だけれども、Aの通話していることはBには聞こえないようにしてございいますから、Bが大きな声で火事だと言え、通話中のAにはそれが聞こえますから、共同電話の相手のほうにはそれは確認はできるような形になります。それを義務づけるようなことはいたしておりません。

○鈴木強君 そうすると、実際にはいいわけですね。Aは使っておる、自分のところが火事の場合は切つて一九番に連絡するあるいは一〇番にする。Bの場合には火事ですと言つたら、その声はAのほうに聞こえるから、実際運営上はできる。安心しました。そういうことですね。

○説明員(北原安定君) そうでございます。○鈴木強君 それから二共同になった場合の基本料ですが、幾ら差がありますか、単独と比べて。○説明員(武田輝雄君) 二共同にもいろいろございいますが、単独と比較いたしまして、秘話二共同は一五%安くあります。それから甲種二共同と乙種二共同とありますが、普通二共同が一般の単独の六六%の料金でございます。簡易共同が五三%ぐらいの料金でございます。

○鈴木強君 具体的に幾らというのを額で言ってくれませんか。○説明員(武田輝雄君) 東京の場合で申し上げさせていただきますと、単独の事務用が千二百円でございまして、それから秘話式の二共同電話が千二百円でございまして、普通二共同電話が八百十円でございまして、それで住宅用電話はこれの七割といたしましてございまして。先私御質問しましたときに、いろいろな料金

相互の間のバランスなどに若干の乱れがあるが、次の機会に整理をしていただきたいという趣旨で御質問がたがたお願いした中に、二共同の料金の問題があったわけですが、度敷制ではない七級局の場合の住宅電話と農村集団電話——これは五つないし十ぐらい一つの線にぶら下がりまして。その料金で、農集のほうが高くなっているという例をあげまして、今後料金をいじる際に全般的に体系を整理していただきたいとお願ひしました。ただいまは料金での比較をお答えになつておるわけですが、今後そういう問題が、——当面はそのままでいくはずですが、変わる際にはなお問題になり得る。農集に比べて二共同のほうがむしろ非常に安いという例などもあるので、そこは整理の際に再検討していただきたいとお願ひしたことをいふ思い出しまして、現在二共同電話の推進についてのお話によつたり影響があると思ひますので、御質問がたがた一言申し上げた次第でございます。

○説明員(武田輝雄君) 御趣旨に沿うようにいたしたいと思ひます。それからなお住宅用の単独電話は現在東京の場合は八百四十円でございまして、秘話式二共同は七百二十円、普通二共同が五百七十円、簡易共同が四百六十円といったような料金でございます。○鈴木強君 二共同を申し込む場合には相手方との距離は何メートルになつておりましたか。

○説明員(北原安定君) 大体五十メートル程度の範囲内でございますことにしております。○鈴木強君 これは施設局長、大体というのですけれども、現実には二百五十メートルとか、あるいはその状況によつて五メートルとか十メートルという場合が出てきますね、地形の状況や何かによつて。そういうのは幅は多少あるのでしょうか。

○北原安定君 幅を示してはおりませんが、原則的にはその範囲内でございすることにしております。実情は多少の融通はあるかと思ひます。

○鈴木強君 それからたとえば私が電話を申し込みたいのですが、私はもう単独電話よりも二共同で、住宅だから通話量も少ないし、いい。ところが、相手がない場合、五十メートルという制限があるわけですから、やがて人が来て家を建てて住まうかもしれないので、そういうときには私が電話局へ言つてやつた場合には、相手がなくとも二共同は架設できますか。

○説明員(武田輝雄君) 相手方のない二共同ということではやられて実施いたしておるということではございいます。

○鈴木強君 それでは今度は相手方がその近くへ、五十メートル以内に来たときは、私は前からそういう条件ですから、相手方の人が二共同で申し込めば私はそれによつてやると、こういうことではございまして。だからそのときには、債券負担とかそういうものは安いというのか、住宅用のでやれまうね、二共同で。

○説明員(武田輝雄君) 当然に二共同電話としての安い債券、安い設備でやれるわけでございます。○鈴木強君 そこでこれはひとつ最後に総裁からお答え願ひたいのですが、いまお話しのように、非常に二共同については苦心をされて、公社も受益者の立場に立つて考えられておるようですから、けつこうだと思ひます。そうして二百四十一万六千個の積滞があるのですが、何とか早く電話を引いてくれと、毎日矢のような催促がきていて、ここいらにいつしる先生方も、おそらく通信委員会に席を置いていらっしゃる先生方はみな同じように公社の出店みたいな形で世話をしておられると思うのですが、申し込みや苦情があるのですが、そこでどうしてこれは積滞解消ということをやらない限りはいけませんよ。全国の時勢化もけつこうですけれども、やはり何といたしても積滞を早く解消してやるといふことが至上命令だと思ひます。そういう意味においては、今後積極的に秘話式二共同というものをPRもしていただいて、そしておれはどうしても単独でなければいやだとい

うのはしょうがない、そういう人は別ですけれども、おそらく住宅等ではかなり希望者がありますから、そういう方々には積極的にサービスというものをしたいと考えて、積滞解消のためにぜひ一段の努力をしていただきたいと思うのでございますけれども、いかがでしょうか。

○説明員(米沢滋君) 積滞解消のために二共同電話につきましてさらに積極的な販売をやらせたいと思います。

○鈴木強君 それから次に、公衆電話の今度は三分打ち切りを提案されておりますが、調査会の答申を拝見しますと、市内通話料については見送りをし、その理由として硬貨投入の技術的問題をあげております。そのかわり通話打ち切り制というものを採用して、長話しをやめさせるということからして、料金のこの面から多少の増額が予想されるのではないかとと思われるような答申の内容なんでございませうけれども、先般来から質疑がありまして、いや、そうはならぬというお話でしたけれども、この点は多少の増額になるのではないのでしょうか。

○説明員(武田輝雄君) 公衆電話の平均通話時間は二分五十秒でございます。そして三分以内に終始いたします通話のものが大体八〇％であります。したがって、三分という時間は相当長い時間、実務としては十分用が足りる時間だと思いますので、いまのような使用状況でございますから、これによって増収があるというふうには考えておらないわけでございます。

○鈴木強君 これは、たとえば私が回してかけておりますね。そうすると、三分がくると切れる。そうすると、今度は十円入れてまたかけたていわけでしょう。それを拒否するといふわけにはいきませんね。そうすると、たとえば十分間かけたとすれば三分ずつ四回で四十円かかる。いままで十円だったのを今度は三分ずつ切つてかけるから四十円払わなければならぬ。だから、三分で打ち切つてしまえば回転率もよくなるのじゃないですかね。そういう点はどうなんですか。

○説明員(武田輝雄君) 確かに行列をされておる場合に、三分で打ち切りますから、いままでは自分の番までどのくらい時間がかかるかというのがわからなかったのが、はっきりわかるようになります。その意味では、皆さん方に通話を均等にしたいだけのようにできると思っています。しかし、いまおっしゃいましたように、一人の人が三分で打ち切られた場合にまたかけるというようになことにありますれば、確かにいま御指摘のようなことになるわけでございますが、現実の問題として、三分あれば用が足りると思しますので、切れた場合さらにかかけ直すということはほとんどないのではないかとこのように考える次第であります。

○鈴木強君 それは局長はそうおっしゃるけれども、これは何と云うても、理論的にはよくの言うのが正しいのですよ。だけれども、結局は道義の喚起ですね。要するに、駅頭あたりで人が待つてゐるのに長話を十分も十五分もしている。これは非常識きわまるので、そういう面の道義高揚という意味から、混んでいるところではせめて早く用を足してあとの人に譲つてやるように。われわれも新宿の駅に行つて、汽車に乗るのに何分もないのに、あつちを向いたりこちを向いたりくたない話をしている。しゃくにさわつてこつこつとたたいたりするのだけれども、そんなことはおかまいなしですよ。で、とうとう電話をかけないで汽車に乗つたというふうなことが何回もありますけれども、そういう意味で、打ち切つてできるだけ回転率をよくしようという局長の言うことも一理あると思う。たくさん並んでいるのに、切れたのにまた入れるというのにも相当心臓だから、切れたら譲るといふチャンスをつくる意味では、確かにヒントを与えると思うのですけれども、最近はその点は公衆が考えるようなわけには私はいかぬと思う。ですから、これは今後、趣旨はよくわかります、わかりますから、ひとつできるだけそういう趣旨を理解していただいて、どこでもここ

でもというのではないのですから、公衆電話の混むところなんかはお互いに注意し合つて、できるだけ長話を避けて、みんなに利用していただくというふうな一つの啓蒙宣伝というものを、われわれも含めてやらなければだめだと思ふのですよ。そういう趣旨でひとつ今後ぜひPRをやつてもらいたいと思ひます。

そこで、公衆電話なんかまたいへんどうぼうが多くて金を盗まれていゝのでしよう。大体一年間に何件で、どのくらい盗まれていゝですか、盗難は。

○説明員(武田輝雄君) 盗難件数でございますが、四十二年度で申し上げさせていただきますが、四十二年度末で公衆電話の数が三十二万七千と、四十二年度末で盗難にあつた件数は千五百十一件でございます。施設数に對します盗難件数の比率を申し上げますれば、公衆電話は一日当たり十萬個に對し一件というふうな状況でございます。

○委員長(永岡光治君) 全額は幾らですか。

○説明員(武田輝雄君) 推定でございますが、二百四十萬円ほどではないかと思ひます。

○鈴木強君 これは時間がなくて、私は、公社の料金収入の現状について、どの程度の滞納があり、年間の程度の欠損金を生じているのか、そのうして、その滞納については、どういふような措置をとられておるか、さらに納入期間を伺いたかつたのですけれども、おそらくその時間がないと思ひます。

そこで、この二百四十萬円であっても、十円ずつかけている金です、しかもこれは盗難でありますから、その盗難を防止するための対策といふものをとられていゝと思ひますが、これは過去二、三年前でも決算でわかれかけつこうですが、たとえば四十年で四十年でわかれかけて二百萬円の盗難額があつたとして、これがどうしても刑事事件で捜査してもどうにもならなくて、公社の欠損金となつたという、そういう額が過去にさかのぼつてもしわかつたら教えてほしいと思ふので

すね。もし資料がなかつたらあとで出していただいてもけっこうですけれども、どの程度の欠損を見ておるか。これはただ単に公衆電話だけでなく、電電公社の営業収入の中でどの程度のものが欠損になり、六カ月以上滞納になつて迷惑をかけているのか。そういう実態も私としてはつかみかけたわけですから、ですから、もしわかつておつたならば、何年でもけっこうですが、大体見当がつくと思ひますから教えてもらいたい。

○説明員(中山公平君) まず滞納金の額でございますが、これは経理局のほうでは六カ月以上経過したものを滞納として扱つておりますが、四十二年度末の現在で残高が四億八千五百萬円、総収入に對して〇・〇八％、こういうことに相なつております。

次に不納欠損処理でございますが、四十二年度で年間一億八千二百萬円ということでございます。四十一年度は一億四千二百萬円、大体その程度の額でございます。

そこで、もう一つ公衆電話の問題でございますが、それは実は盗難にあつた場合の会計処理というのが実際問題としてできない状況でございます。と申しますのは、会計処理が可能となる場合には、料金箱が開閉されまして、その中の現金が公社の現金出納職員の管理下に入つて具体的に金額が判明し得る状態にならなければ会計処理が行なえないという事実上の問題があるわけでありまして、処理は行なつておりませんが、万一事後において、そういった犯罪を犯した人から弁済を受けるという場合には、公衆電話収入ではなくて、そういう性質のものであつて、推定額でございますから、雑収入として受け入れをいたしております。

○鈴木強君 その点はわかりました。

三分で打ち切る電話は具体的には委託公衆電話とボックス公衆電話ですね、こういうものに限るのではありませんか。

○説明員(北原安定君) 御指摘のものに限つてやることになっておりますが、これは一般加入電話

と共用したり、あるいは交換局内に、郵便局構内というようにところに特殊のものがございます。が、そういうものは除外して考えております。

○鈴木強君 それからこの際伺っておきたいのですが、たとえば衆議院でしたか、参議院でしたか、公社のほうで答えになった中で一一〇番とか一一九番とか、一を最初に回すダイヤルのやつは登録機に入らない、こういうお話でしたね。そうしますと、天気予報とか、最近何かありますけれども、ああいうのは一何とかいう、変わったんですか、番号は。一何番になつてゐるんですか、天気予報は。

○説明員(北原安定君) これは変わつておりませんが、いわゆる料金をいただくこと、すなわち課金パルス、受話者がフックをあげて通話ができる状態になったときに課金パルスがこないものは当然登録ができないわけでございます。いまの御指摘の一一七とか一一七という気象、天気予報は、料金をいただくことになっておりますから、課金パルスが入りますから、これは当然いただくわけでございます。一一〇番とか一一九番、六〇番一試験ですね、ああいうようなものはもとともそういうパルスが入りませんから、パルスが入らなければ切らないというように設計されておりますから、問題はないわけでありまして。

○鈴木強君 そうすると、議事録を見ると、最初に一を回す三けたのですね、これは登録課金装置の中に入っていないから料金は取れません。だから、一一五で電報出す場合でも、これは金がかからぬわけですね、七円の金。そうですか、一一五番は。ただしその電話は七円取らないけれども、電話送料といって昔は何円か取っておいりましたが、いまはどうなつておりますか、営業局長に聞きたいんですけれども、いづれにしても、一一七番とか一一七番とか、そういう最初に一を回した三けたのものを、登録されるものと登録されないものがあるというところが北原さんの申したとおりにあるというなら、そのところをはつきりしておかないと、議事録見るとちよつと誤解が

ありますね。

○説明員(北原安定君) 私も確かにそのような誤解を与えるような御説明が公社側からあつたことを記憶しております。そこでもう一度はつきり私から申し上げたいと思つて、公衆電話打ち切りということ、最初有料のシグナルがくる。それによつて三分間を計算するわけですね。有料のシグナルがこないものについては、三分という計算のしようがございせん。したがつて、無料通話のものはもととも切れないわけですね。そのように御了解いただきたいと思つて。

○鈴木強君 ちよつと最初に一を回した三けたの数字は課金装置の中に登録しないというようにぼくは議事録で見ているんです。そういうふうなところ、一一七番とか一一七番というの電話の番号を見ると、これは金取るようになってゐるんですね。そうすると、一一〇番とかあるいは一一九番というのはこれは無料で金取りませんよと、それから、一一七番、一一七番というの金は取りますよと、これはきつめてむづかしいと思つて、そういう課金の装置になつてゐるんでございましょうか、どうかということ、これをはつきりしてもらいたい。答弁を聞いておると一を回したものは登録機に入らないで、課金をしませんと、こういうふうな議事録に載つておりますよ、調べてみると。

○説明員(北原安定君) 先ほどから申し上げておりますとおり、そういう誤解の生ずるような説明がありましたと、私は記憶いたしております。そこで有料でない、かりにどこから通話が始まつたかという課金のシグナルがわからない、だから三分たつて切るときは、そういうものがこないとかからない。一一七、一一七は有料であるから当然切れる。一一〇とか一一九は、登録シグナルがこない、三分という起算ができないから、したがつて切らないわけでありまして。

○鈴木強君 もう一つ電報のことで、赤字の問題で最後に伺いたしたのでありますが、先ほどもお話を聞きましたように、二千八百七十四億の公社発

足以来の電信の赤字が出ておりますが、この間、中継機械化を実施し、電報の夜間集中あるいは配達区域の統合、配達の請負、それから電報送達の実施、こういったあらゆる努力を加へてゐるにもかかわらず、電報の赤字というのはいかに減つてまいらないうわけでありまして。しかも料金については、依然として公社は手をつけていない、一体どこまでこの状態が続いていくのかわれわれとして、も憂慮にたえません。したがつて、まず電信に対する基本的な対策をどうするのか、これをちよつと伺います。

○説明員(米沢滋君) 電報事業につきましては、これまで中継を自動機械化するというのを昭和三十年以来やりまして、全国おもな局三十局を全部自動中継機械化したしました。当時といつたしまは、そういう中継機械の完全自動をやつたといふのは世界で日本が初めてであります。それから配達区域を統合いたしまして合理化するとか、あるいはまたいわゆる子局の夜間の発信を親局に集中するといふことを特にここ三年くらいの間に集中してやつてまいりました。しかし、この電報関係に携わつてゐる人たちが、電報公社並びに郵政委託の業務を含めると約三万五千人くらいでございまして、したがつて、最近のペースアップの影響も受けて、毎年の赤字というものが約五百億円近くになつてまいりました。公社といつたしましては、なお今後この問題につきまして根本的にひとつ検討いたしまして、電報事業の合理化と、それからサービスに対するなるべく悪影響を及ぼさない範囲につきまして、どこまでたとえば集中化が行なわれるかどうかということも検討いたしたいと思つて。また料金制度、利用制度等につきましても非常に不合理が多いので、その根本的検討をやりたいと思つております。

○鈴木強君 公社は当初電信合理化政策をきめたときに、この赤字をなくすために中継機械化をやるといふことでやつと全部終わった。一体その中継機械化によつてどれくらい人間、要員が減つたのですか。

○説明員(好本巧君) 先ほど總裁から御説明いたしましたように、昭和二十七年から四十一年までの間に三十局の電報の中継機械化を実施いたしまして、その間の人員減といふのは、単年度で申しますと約三千人でございまして。

○鈴木強君 そうすると、中継機械化に投じた総額は幾らで、一体それによつて削減された要員はいまお話のように三千人、そうすると実際に合理化して、その効果といふのはどういふふうにかつてゐるわけですか、中継機械化をやつたらどれだけの効果があつたわけですか。公社経営上、そういうものを数字的にわかつておつたら示していただきたい。

○説明員(中山公平君) 支出のいわゆる節約のほうでございまして、これは運用局長も申し上げましたように約三千人でございまして、それを四十二年度のベースで算定いたしますと、年間二十七億二千万円というところに相なります。ところが支出の増を伴う要素といつたしましては、中継機械化のための総投資額が約九十億円でございまして、この利子と償却費を見なければならぬ。利子が約四億四千万円、減価償却費が約五億四千万円、合計九億八千万円でございます。二十七億二千万円から九億八千万円を差し引きまして、大体十八億九千万円の削減が年間なされておる、こういう経済効果に相なります。

○鈴木強君 電信経営の現状については今日いろいろ御苦心をされておりますが、申し上げましたように、収支状況が非常に悪化してゐるのが実情でございまして。そこで、電信従業員の立場からすると、かなり将来に対する不安もあると思つて。一面、これからまた花形のデータ通信等も登場してきて、公社全体の姿から見ればますます事業は拡充発展するであらうし、一面、電信部門を見ると、そのような状態が引き続き、しかもそれがますます悪い状態になつてくる。これは私は放置できないと思つて。これはひとつ郵政大臣に御所見を承りたいのですが、大臣も経営についてはきつめてたんのうな

方でありますしするので、おわかりのように、全く収支ペイしない事業であるわけです。こういうことを放置することは私はいけないと思います。経営の根本原理からいっていけないと思います。ですから、もっと早く電信については適切な措置をとるのが私は政府の態度ではなかったか。私はもう十数年、これと同じように毎年毎年叫んでいるんですが、一向に電信問題に対しては解決策が出てこない。したがって、電話の黒字がたまたまありますから、そういうものによって電信の赤字を補って糊塗しておいた結果、総括原価主義というようなことをおっしゃってやっていると、幸いす。だけれども、ここでひとつおくられても、幸いす。まあいろいろと根本的に大臣も今後お考えいただくことになっておるわけですから、そういう中で、ひとつ御配慮をいただきたんですけれども、この電信事業の再建策ですね、こういうものについて、私は思い切った措置をとってほしい。公共性を主張するがゆえに採算性というものが無視されて、こうした事態を起した大きな原因は私は政府にあると思う。国鉄がもう抜き差しならぬ事態に立ち至っている。こういう二つの舞いをしないとは限らない。ですから、思い切ったひとつ施策をとってほしい。そのやり方は、われわれはできるならば政府から赤字ぐらいいは出してもらいたいと思うんですけれども、まあそれはここで私ははっきりどうだということとは申し上げませんけれども、大臣のひとつ英知によって何とかこの電信事業に収支のバランスがとれるような方向をぜひとってほしいと思うんです。いかがですか。

○国務大臣(河本敏夫) 電報の問題、特に年間五百億に達する電報の赤字経営の最大の問題だと思ひます。一刻も放置することのできない問題だと思ひます。さような角度から、ぜひ何とか見通しをつけたらいいこと、政府におきましても、公社におきましても、目下真剣に検討しておいきたいと、できるだけ早く抜本的な対策を立てていきたいと、かように考えております。

○鈴木強君 他にまだいろいろ聞きたい点はあります。特に私は総括原価主義については、線材、機材、工事関係、ぜひ伺いたかったんですが、これはまあいずれ他の機会に譲ることにして、大体委員長のおかれた予定の時間がまいりましたから、これで私は質問を終わります。

○委員長(永岡光治君) 他に御発言がなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ願います。――別に御意見もないようでございますが、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認めます。それではこれより採決に入ります。公衆電気通信法の一部を改正する法律案(閣法第一五号)(衆議院送付)の問題に供します。本案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永岡光治君) 多数と認めます。よって、本案は、多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○鈴木強君 私は、この際各党各派の御了承を得まして、本法律案に対する附帯決議案を提案いたします。まず、案文を朗読いたします。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案に
対する附帯決議案

政府並びに日本電信電話公社は、社会経済の発展にともない益々増大し、かつ多様化する電信電話の需要に応じうる態勢をすみやかに整えるとともに、特に次の各項の実施につとむべきである。

一、料金制度については、例えばグループ料金制の研究を行なうとともに一般利用者の負担能力、原価等を考慮して再検討すること。

一、市町村の行政区域毎に加入区域を一本化する

ことは積極的な努力すること。

一、住宅電話については、秘話式二共同方式を一層推進し、積滞解消に格段の努力をする。

一、集団電話の本実施にあたり、その円滑な運営を期するため、要員の確保をはかるなどサービスの維持向上につとめること。

右決議する。

なお、以上申し上げました案文の趣旨につきましては、この委員会でも質疑を通じてよく皆さんも御了承でございますから、特に説明は省略させていただきます。どうぞ皆さんの御賛同をいただき、満場一致で議決くださるようお願いをいたします。

○委員長(永岡光治君) 次に、ただいま述べられました鈴木強君提出の附帯決議案を議題といたします。

鈴木強君提出の附帯決議案に賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(永岡光治君) 全員一致と認めます。よって、鈴木強君提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、郵政大臣及び日本電信電話公社総裁から発言を求められておりますので、これを許します。

○国務大臣(河本敏夫) 本件に関しましては、慎重なる御審議の上、御可決をいただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

ただいまの附帯決議につきましては、政府といえども、今後の電気通信行政を進めていく上におきまして、御趣旨を十分尊重してやってまいりたいと存じます。

○説明員(米沢滋君) 公衆電気通信法の一部を改正する法律案に對しましては、慎重な御審議の上、御可決いただきましたことにありがとうございます。厚くお礼申し上げます。

ただいまの附帯決議につきましては、公社といえども、今後の事業運営上、御趣旨を十分

尊重してまいりたいと存じます。今後ともよろしく御指導のほどお願いいたします。

○委員長(永岡光治君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(永岡光治君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

別に御発言がなければ、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十八分散会

五月七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部を改正する法律案

一、郵便局舎等整備促進法案(衆)

有線放送業務の運用の規正に関する法律の一部を改正する法律案

有線放送業務の運用の規正に関する法律(昭和二十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「聴取」を「聴視」に改め、同条第二号中「聴取」を「聴視」に、「音響」を「音響又は影像」に改め、同条第三号中「聴取」を「聴視」に、「音響」を「音響若しくは影像」に改める。

第三条の次に次の三条を加える。

(業務の許可等)

第三条の二 テレビジョン放送の受信の障害が相当範囲にわたって発生し、又は発生するおそれがあると認められる都市の区域であつて郵政大臣が指定したもののにおいて、第二条第一号の有線放送でテレビジョン放送を受信し、これを再送信するもの(以下「有線テレビジョン再送信」という。)の業務を行なうとする者は、前条の規

定にかかわらず、郵政大臣の許可を受けなければならぬ。

2 前項の許可を受けようとする者は、郵政省令で定めるところにより、業務区域、利用条件、有線テレビジョン再送信に使用する周波数、業務の用に供する有線電気通信設備の概要その他郵政省令で定める事項を記載した申請書を郵政大臣に提出しなければならない。

3 郵政大臣は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときは、同項の許可をしなければならない。

一 その業務区域としようとする区域が市街地の状況、地勢、行政区画等に照らし有線テレビジョン再送信の業務を包括的に行なう区域として適当なものであること。

二 その有線テレビジョン再送信の役務の提供に対する対価が有線テレビジョン再送信の業務の能率的な運営の下における原価に照らし妥当なものであること。

三 その有線テレビジョン再送信の業務の用に供する有線電気通信設備が有線テレビジョン再送信の良好な受信を確保するための郵政省令で定める技術基準に適合するものであること。

四 その有線テレビジョン再送信の業務を適確に遂行するに足る経理的基礎を有するものであること。

五 その他その有線テレビジョン再送信の業務の計画が確実かつ合理的なものであること。

4 第一項の許可を受けた者（以下「有線テレビジョン再送信事業者」という。）は、当該許可に係る業務区域、利用条件又は有線テレビジョン再送信に使用する周波数を変更しようとするときは、郵政大臣の許可を受けなければならない。

5 有線テレビジョン再送信事業者は、前項に規定する場合を除くほか、第二項の申請書に記載された事項を変更しようとするときは、郵政省令で定めるところにより、郵政大臣に届け出なければならない。

6 第一項の許可に係る有線テレビジョン再送信の業務の用に供する有線電気通信設備は、郵政大臣の許可を受けなければならない。当該有線テレビジョン再送信の業務の用以外の用に供してはならない。

（役務の提供等）

第三項の三 有線テレビジョン再送信事業者は、正当な理由がなければ、当該許可に係る業務区域において、有線テレビジョン再送信の役務の提供を拒んではならない。

2 有線テレビジョン再送信事業者は、当該許可に係る業務区域以外の前条第一項の郵政大臣が指定した区域において、有線テレビジョン再送信の役務を提供してはならない。

3 有線テレビジョン再送信事業者は、当該許可に係る業務区域において、当該許可に係る利用条件又は有線テレビジョン再送信に使用する周波数によらないで、有線テレビジョン再送信の役務を提供してはならない。

4 有線テレビジョン再送信事業者は、当該許可に係る業務区域において有線テレビジョン再送信の役務を提供するときは、その業務区域の属する都道府県の区域内にテレビジョン放送の放送局を開設しているすべての放送事業者のテレビジョン放送を受信し、そのすべての放送番組に変更を加えないで同時に再送信しなければならない。

5 有線テレビジョン再送信事業者は、当該許可に係る有線テレビジョン再送信の業務の用に供する有線電気通信設備を前条第三項第三号の郵政省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。

（改善命令）

第三項の四 郵政大臣は、有線テレビジョン再送信の役務の提供が適正を欠くため視聴者の利益を阻害していると認めるときは、有線テレビジョン再送信事業者に対し、次に掲げる事項を命ずることができる。

一 利用条件を変更すること。

二 業務の用に供する有線電気通信設備を改善すること。

三 有線テレビジョン再送信の役務を提供するための業務の方法を改善すること。

第五項に次のただし書を加える。

ただし、第三項の三第四項の規定により有線テレビジョン再送信事業者がテレビジョン放送を受信し、これを再送信するときは、この限りでない。

第八項の見出しを「（許可の取消し等）」に改め、同条中「三箇月以内」を「第三項の二第一項の許可を取り消し、又は三箇月以内」に、又はその業務を若しくはその業務に改める。

第九項に次の一項を加える。

2 電波法第四十四条の二（予備免許等の条件又は期限）の規定は、第三項の二第一項、第四項及び第六項の許可に附すべき条件について準用する。

第十二条を次のように改める。

第十二条 第三項の二第一項の規定に違反して有線テレビジョン再送信の業務を行なつた者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 次の各号の一に該当する者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

一 第三項の三第一項の規定に違反して有線テレビジョン再送信の役務の提供を拒んだ者

二 第三項の三第二項の規定に違反して有線テレビジョン再送信の役務を提供した者

三 第三項の三第四項の規定に違反した者

四 第八項の規定による業務の停止の命令に違反した者

第十四条第一号中「第三項」の下に「又は第三項の二第五項」を加え、同条中第四号を第七号とし、第三号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 第三項の二第六項の規定に違反して有線電気通信設備を有線テレビジョン再送信の業務

の用以外の用に供した者

三 第三項の三第三項の規定に違反して有線テレビジョン再送信の役務を提供した者

四 第三項の四の規定による命令に違反した者

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

郵便局舎等整備促進法案

（目的）

第一条 この法律は、郵便局舎の老朽、狭小等による利用上及び執務上の不便の解消その他郵便に関する業務の適正な運営を図るため、郵便局舎等の整備の計画的な実施を促進し、もつて公衆の利便の増進と事務能率の向上とに資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「郵便局舎」とは、郵便局の事務の用に供する庁舎及びこれに附帯する施設をいう。

2 この法律において「郵便局舎等」とは、郵便局の事務の用に供し、供するものと決定され、又は供することとなる庁舎その他の建物及びこれに附帯する施設並びにこれらの敷地（敷地となるべき土地を含む。）をいう。

3 この法律において「整備」とは、前項の庁舎その他の建物及びこれに附帯する施設の建築、修繕、模様替え若しくは取得又は同項の敷地の取得、造成若しくは借受けをいう。

（第一期五箇年計画）

第三条 郵政大臣は、昭和四十五年以降五箇年を第一期とし、当該期間中における郵便局舎等の整備に関する計画（以下「第一期五箇年計画」という。）の案を郵便局舎等整備審議会の審議を経て作成し、閣議の決定を求めなければならない。第一期五箇年計画の変更についても、また同様とする。

（第二期五箇年計画）

（第二期五箇年計画）

第四条 郵政大臣は、第一期五箇年計画の期間の終了前に、昭和五十年以降五箇年計画を第二期として、当該期間中における郵便局舎等の整備に関する計画（以下「第二期五箇年計画」という。）の案を郵便局舎等整備審議会の審議を経て作成し、閣議の決定を求めなければならない。

第二期五箇年計画の変更についても、また同様とする。

（第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画の内容）

第五条 第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画には、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- 一 当該各五箇年計画に行なうべき郵便局舎等の整備の目標
- 二 当該各五箇年計画に行なうべき郵便局舎等の整備の事業の量
- 2 第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画を定めるについては、老朽、狭小その他利用上及び執務上の不便の程度の大い郵便局舎に代替すべき郵便局舎等の整備並びに郵便局の長又はこれと特別の関係のある者の所有に属する郵便局舎等の取得を優先的に取り扱わなければならない。

（財源措置）

第六条 政府は、第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画を実施するため、当該各五箇年計画の各年度において、新たに積み立てられる簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金の額の二十分の一の額を下らない金額を、郵政事業特別会計に貸し付けるように措置しなければならない。

2 政府は、前項に定めるもののほか、財政の許す範囲内において、第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画の実施に要する経費の財源につき、必要な措置を講ずるものとする。

（関係機関の協力）

大蔵大臣又は郵便局舎等の所在地の市町村（特別区を含む。）の長は、同法第五条第二項又は第三項の規定によるほか、郵政大臣の申出に応じ、第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。

（郵便局舎等整備審議会）

第八条 郵政省に、郵便局舎等整備審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- 一 第一期五箇年計画に関する事項
- 二 第二期五箇年計画に関する事項
- 三 その他郵便局舎等の整備に関する重要事項

3 審議会は、郵便局舎等の整備に関する事項について必要があると認める場合においては、郵政大臣又は関係各大臣に対して、意見を述べることが出来る。

第九条 審議会は、委員十二人以内で組織する。

- 2 委員は、関係行政機関の職員、地方公共団体の長及び学識経験のある者のうちから、郵政大臣が任命する。
- 3 審議会に会長を置き、委員のうちから郵政大臣が指名する。
- 4 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前項の委員は、再任されることが出来る。
- 7 委員は、非常勤とする。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 郵政事業特別会計法（昭和二十四年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第四十二条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の一条を加える。

第四十二条 政府は、郵便局舎等整備促進法（昭和四十四年法律第 号）に基づき郵便局舎等の整備に関する第一期五箇年計画及び第二期五箇年計画の実施に要する経費の財源に充てるため必要があるときは、予算の定めるところにより、一般会計からこの会計に繰入金を行うことができる。

3 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第一項の表中郵政審議会の項の次に次のように加える。

郵便局舎等整備促進法（昭和四十四年法律第 号）の	規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
--------------------------	----------------------------

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、平年度約二百三十五億円の見込みである。

昭和四十四年五月二十六日印刷

昭和四十四年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局